

第1日目(12月11日)

議長(峠 佳一君) おはようございます。ただいまから平成19年12月南魚沼市議会定例会を開会いたします。

議長 ただいまの出席議員数は30名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

魚沼新報と総務部より写真撮影の申し入れがあります。それを許します。

(午前9時30分)

議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は会議規則第81条の規定により、議席番号6番・関 常幸君、及び議席番号7番・中沢一博君の両名を指名いたします。

(「6番、了承」「7番、了承」の声あり)

議長 日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。本定例会の会期については、去る12月5日の議会運営委員会において協議していただいた結果、お手元に配付をした会期日程表のとおり決定していただきました。つきましては、本定例会の会期は本日12月11日から12月21日までの11日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって本定例会の会期は本日12月11日から12月21日までの11日間と決定いたしました。

議長 ここで南魚沼市表彰条例に基づく表彰式を行います。表彰式の進行は総務部長が行います。

総務部長 大変貴重な時間お差し繰りをいただきましてありがとうございます。それではただいまから南魚沼市表彰条例に基づきます表彰式を挙行させていただきます。被表彰者が入場いたします。

(被表彰者入場)(拍手)

総務部長 それでは最初に市長が被表彰者の紹介を兼ねまして、ご挨拶を申し上げます。

市長 おはようございます。それでは表彰式に臨みまして高橋康夫さんのご紹介を兼ねてご挨拶を申し上げます。高橋さんは塩沢地域の中子新田乙 行政区は論丸でありますけれども にお住まいでありまして、皆様ご承知のとおり合併前の塩沢町におきまして昭和56年から平成9年までの4期12年間(19ページに訂正発言有り)にわたり議会議員として、加えて平成5年からの4年間は副議長をお務めになり、議会の発展とともに町の発展のために多大なご貢献をなされております。

また、高橋さんは昭和43年の中之島地区交通安全協会集落指導員をかわきりに、地域の交通事故防止等交通安全思想の普及高揚のために尽くされ、昭和60年から財団法人南魚沼郡交通安全協会理事、平成3年9月からは財団法人南魚沼交通安全協会副会長を歴任されるなど、本年3月までの39年間ひたすら市民の安全、安心の生活を守るために多大なご貢献をなされました。

高橋さんのご活躍により市の交通安全推進組織及び体制の充実強化が図られるとともに、市民の間に確固たる交通安全意識が根付いてきたところであり、本日はそのご功績によりまして南魚沼市表彰条例に基づく表彰を行わせていただくものであります。

今や癒しと優しさの時代と評される一方で、利益追求が当然の原理とされ自己中心主義が横行するなど、ましてや人のために尽くすことが敬遠されがちな世の中にありまして、39年間という長い間ひたすら市民の安全のために尽くされたことは、まことに殊勝な行為であります。

私どもは高橋さんのご功績をむだにすることなく、その崇高な意志を受け継ぎまして、交通事故のない安心、安全の世の中のために日々努めてまいることをここにお誓い申し上げますとともに、市長といたしましても高いところからではありますけれども、衷心より感謝の意を表すものでございます。長い間、本当にありがとうございました。

高橋さんにおかれましては今後とも健康にご留意をいただきまして、そして我々後輩にまたご指導いただくとともに、さらに南魚沼市発展のためにご指導賜ればありがたいと考えるところでございます。本日は表彰式においでをいただきまして、まことにありがとうございました。心から御礼を申し上げ、高橋さんのご紹介とご挨拶に代えさせていただきます。

(拍手)

総務部長 それではここで表彰状並びに記念品の贈呈を行います。

総務部長 交通安全にかかる功績表彰、高橋康夫様。

市長 表彰状、高橋康夫殿。あなたは市の発展と市民の安全を願い、長年にわたり交通安全協会の役員として交通安全指導の普及と高揚に尽くされ、その功績は誠に顕著であります。よって、ここに南魚沼市表彰条例に基づき記念品を贈り表彰します。平成19年12月11日 南魚沼市長、井口一郎。

(拍手)

総務部長 ここで議長から祝辞がございます。

議長 ただいま南魚沼市表彰条例に基づく有功表彰をお受けになった高橋康夫さんに対し、南魚沼市議会を代表してお祝いの言葉を申し上げます。

先ほど市長からのご紹介のとおり、高橋さんにおかれましては悲惨な交通事故をなくすため、長年にわたり交通安全思想の普及や交通安全活動にご尽力されてこられましたご功績が評価されたものでありまして、この間のご苦勞もあわせ心から敬意を表する次第であります。

交通安全は警察や行政の努力のみによって達成されるものではなく、市民の皆様の自覚とご協力そして何よりも高橋さんのような優秀な交通関係者を中心とした方々のご支援、ご協力なしには成果をあげることはできません。

こうした中であって高橋さんは昭和43年から交通安全活動に取り組み、昭和60年からは旧塩沢町の議会議員や副議長の要職を務める傍ら、財団法人南魚沼交通安全協会の理事並びに副協会長に就かれ、本年3月までの長きにわたり、この地域の交通安全思想の普及や交通事故防止のために大変なご活躍をいただきました。現下の厳しい交通環境の中であって、

高橋さんの真摯なご努力はまことにもってほかの模範とするところであり、本市議会といたしましてもこれまでのご苦勞を無にすることなく、市当局と力を合わせ交通安全の実現に懸命の努力を傾注してまいり所存でございます。

終わりに気候不順の折柄、高橋さんにはご健康にご留意をいただき、交通安全確保並びに南魚沼市発展のため今後ともご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。ここに深く敬意と感謝の意をささげ、お祝いの言葉に代えさせていただきます。本日はまことにおめでとうございました。

(拍手)

総務部長 引き続きまして被表彰者、高橋様より謝辞がございます。

高橋康夫様 こんにちは。私が言わんとするところは、私の力ではなくて皆さんが本当に取り組んでやっていただいたという結果が現在の交通情勢にあるかと思えます。本当にありがとうございました。これからもひとつよろしく私のご指導を願いたい。望むところでございますので、よろしく願いをいたします。

いろいろなことでまた市政の問題であっても、やはりやるのがかなりありますので、ここであまり大勢いたので言えないのですが、そういうことで皆さん方、南魚沼市の発展、住民が本当に楽しく暮らす地域として育てていただきたい。こんなことをお願いいたしまして簡単でございますけれどもお礼のご挨拶といたしたいと思えます。ありがとうございました。

(拍手)

総務部長 以上で表彰式を終了させていただきます。被表彰者は退場いたします。

(被表彰者退場)(拍手)

議長 以上で表彰式を終わります。

議長 暫時休憩といたします。写真撮影のために15分から20分ぐらいの休憩になります。

(午前9時40分)

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

牛木芳雄君より葬儀のため午後欠席の届けが出ております。これを許します。

(午前9時55分)

議長 日程第3、諸般の報告、議員派遣結果報告及び監査結果の報告を行います。報告はお手元に配付のとおりといたします。

議長 日程第4、市長所信表明及び行政報告を行います。

市長 (所信表明及び行政報告を行う。)

議長 以上で市長所信表明及び行政報告を終わります。

議長 日程第5、報告第9号 所管事務に関する調査の報告について(継続調査)を行います。議会運営委員長・角谷英一君の報告を求めます。

角谷議会運営委員長 おはようございます。所管事務に関する調査の報告についてご報告を申し上げます。平成19年9月南魚沼市市議会定例会において当委員会に付託された継

続調査中の事件について皆さんにお手元に配付のとおり、下記のとおり議会運営委員会を開催し、調査研究を行いました。その結果を会議規則第103条の規定により報告をいたします。

調査事項についてであります。6点。平成19年12月南魚沼市議会定例会の運営について(1)会期及び議事日程について、(2)請願及び陳情の取り扱いについて、(3)意見書の取り扱いについて。大きく2、会議規則の改正について、3、会議開始時間の変更について、4、議員の派遣について、5、閉会中の議会運営について、6、その他であります。

調査の状況については1、期日 平成19年12月5日水曜日、2番、委員の出席状況は全員で10名であります。3番、正副議長に出席をいただきました。

調査の内容につきましては執行部より総務部長、総務部次長、総務課長の出席を求め、12月定例会の会期及び議事日程等の議会運営に関する事務調査、会議規則の改正等の検討などを行いました。調査事項は1から6まで先ほど申し上げましたが、1の平成19年12月南魚沼市議会定例会の運営についてということで、(1)会期及び議事日程ということですが、先ほど議長が申したとおり表彰式を含め決定しております。(2)請願及び陳情の取り扱い、(3)意見書の取り扱いについてですが、一括で審議をしております。今回の議会では請願5件、陳情1件です。請願10号、陳情3号は社会厚生委員会に、請願11号、請願13号、請願14号は総務文教委員会に、請願12号は産業建設委員会にそれぞれ付託することに決定しております。

意見書の取り扱いは次の議運までに各会派に持ち帰り検討していただき、提出者、賛成者を持ち寄っていただきたいと決めました。

2の会議規則の改正についてです。いくつか意見が出ましたが「挙手をして議長と呼び、自己の議席番号を述べて議長の許可を得なければならない」ということにいたしたいと思えます。

3番、会議の開始時間の変更についてであります。一般質問のとき、午前中に質問をし、午後答弁となる場合があり、また傍聴者が午前中は多いが午後は大変少なくなることが比較的多いので、切れ目の関係等により会派代表者会議でも提案されたようですが、相談されていない会派もあるので、次の議会運営委員会までに意見を持ち寄っていただきたい。すべてを9時開始とするか、一般質問のときのみ9時開始とするか、今までどおりとするか。各会派で検討してもらい会議時間が変更になれば最終日に発議案として提案されるようにしたいと思えます。

4番、議員派遣についてですが、深谷市議会から雪まつり時期に交流会をしたいという申し出があり、深谷市議会では議員派遣で来られるので当市でも議員派遣で対応したらどうかということでもあります。この件につきましては議長決定にて後日議会報告という方法にしたいというふうに決定をいたしました。またテーマは各会派で話し合ってください、事務局に報告していただきたいと思えます。

5番、閉会中の議会運営について、当面の予定は3月の定例会前ですが、会派代表者会議

で議員定数の特別委員会を検討するという案もございますので、その場合には議会運営委員会も追加で開催にあたるかあると思います。

6番、その他については議会運営委員会の管外視察を実施いたします。今後の議会改革について各党派で検討願いたいと思いますし、もう一つは委員会の議長席については議長の方からの申し出もあり、よその議会を参考にさせていただきまして、議長席は執行部の末席の方に設けたいということであり、それから我が各委員会では最初に議長からのご挨拶をいただいておりますけれども、よそはあまり議長がご挨拶をするということがないようですので、当議会も挨拶を省かせていただくということによってやっていきたいと思っております。そういうふうに議論をさせていただきました。以上で報告を終わります。

議長 議会運営委員長の報告に対する質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議会運営委員長に対する質疑を終わります。

議長 以上で所管事務に関する調査の報告を終わります。

議長 お諮りいたします。本会期中の付議事件は会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略し、また議案等に対する市長の提案理由説明は予算及び人事案件に限って行い、その他の案件については市長の提案理由説明を省略し、担当部長等による説明としたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって本会期中の付議事件は委員会付託を省略し、議案等に対する市長の提案理由説明は予算及び人事案件に限って行い、その他の案件については市長の提案理由説明を省略し、担当部長等による説明といたします。

議長 日程第6、平成19年 請願第10号 後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める請願から、日程第10、平成19年 請願第14号 新テロ特措法案を撤回し、アフガニスタンへの民生支援の強化に関する意見書提出を求める請願まで、及び日程第11、平成19年 陳情第3号 保険でよい歯科医療の実現を求める意見書採択を求める陳情。以上6件を一括議題といたします。

請願第11号、請願第13号及び請願第14号を総務文教委員会に、請願第12号を産業建設委員会に、請願第10号及び陳情第3号を社会厚生委員会にそれぞれ付託しますので審査をお願いいたします。

議長 日程第12、第15号報告 専決処分した事件の報告について(大崎小学校体育館改築(建築)工事請負契約の変更についてを議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

総務部長 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。以上で専決処分した事件の報告について(大崎小学校体育館改築(建築)工事請負契約の変更について)の報告を終わります。

議長 日程第13、第102号議案 字の変更についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

若井達男君 今ほどの総務部長の説明ですが、廃止をして新たに大字を清水・台上にした。それについて直接ではないわけですが、今の市の姿勢もしくは国の姿勢がどういう状況にあるかをひとつ伺います。

とうことは一時期、大字だけで小字廃止制というものが全国で進められました。旧大和地区でもやはりそういった中で小字は廃止されたところが数カ所あるわけですし、旧大和に限らず、旧六日町はなかなか手をつけなかったわけですが、そういう状況できているわけです。その辺についてどのような状況になっておりますかどうか。

そしてこの小字の持つ意味は、どういった意味合いが持たれているのか。これは総務部長の所感で結構ですが、ありましたらひとつお聞かせください。

総務部長 5点ほどの内容になっておりますが、まず大字のその考え方でございます。このほかにも各地域によっては、大字を変更したいというような希望を持っておられる区もかなりあるというふうに聞いております。それは今まで長い間の経過の中で、関係行政区の皆さんの同意がなかなか取れなかったとかいろいろなことがあるようでございますが、私どもとしては関係集落の方からそれぞれ隣接者の隣接区の同意書だとか、それから何か所有されている、変更しようとする土地の所有者の皆さんから同意があれば、変更の方に受けたいというふうに考えております。

それから小字の考え方でございます。小字は大和が廃止になっておりますが、小字の存在意義というのは、やはり大字の中で小字を言うとすぐ頭の中でどの場所というイメージができるという特典があると思います。大和の場合は全体的な町の面積がかなり少なかったというようなことで廃止にはなりました。が、それも本当に関係する市民、住民の皆さんが廃止していきたいということであれば廃止になりますが、ただ、関係するところだけで廃止ということにはいきませんので、大字六日町なり塩沢なりのそうした大きな単位での廃止にならざるを得ないと思っています。南魚沼市になりましたのでもし廃止ということであれば、一括南魚沼市で小字を廃止できるような、そういう雰囲気盛り上がり住民運動ができたというようなことであれば、そうせざるを得ないというふうに考えております。ですが当面、実際に住民の皆さんがどうお考えなのかというのがまだちょっとつかめておりませんので、もう少し様子を見たいというふうに考えております。

若井達男君 私も総務部長の今ほど述べられたような考えを持っております。特にこの小字については、ただ何が何でも小字をつけたということではない。昔からのやはり有史以来からの生活にまつわる地の中から小字が出てきておるといふふうに考えております。屋敷跡、道上、道下と。もっと探れば字米出し道。そういった生活に極めて関連の深いものですので、この小字廃止等については、やはりかなり慎重な向かい方が私は必要だと考えております。ありがとうございました。

議 長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議 長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議 長 採決いたします。102号議案 字の変更については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって102号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第14、103号議案 南魚沼市職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長 (提案理由の説明を行う。)

議 長 質疑を行います。

山田 勝君 これについてちょっと伺いたいと思います。これにかかる総額はどれぐらいになるのでしょうか。それと平成17年のラスパイレス指数が92.8。18年の値はまだちょっと見ていないのですが、非常に職員の方々は同類の自治体としては低い金額でがんばっていただいていると思っております。

ただ、同じ職場の中にいる臨時の方々、この方々も5パーセントカットを今、実施しております。そういった中で実はここでボーナスが出たわけですが、臨時の方々はそのようなものもありません。そして年度末にはまた来年度働けるかどうかというそういう不安の中で働いているわけでありまして、もし、こういう財政健全化の計画の中で、そういう人件費に多少なりとも出す余裕ができたのであれば、できれば臨時の方にこれを配分をしていった方が働く意欲としては向上できるのではないかと思ひまして、職員の方の厚遇にならない方向のほうが私にはいいのではないかと考えております。原資について伺いたいと思います。

総務部長 お答えをさせていただきます。補正予算の中でその辺を説明しようかと思っ

たのですが、今回の補正予算の中に職員費で4,200万円ほど計上させていただいております。この中で今回の改正に伴っての増は2,250万円ほどが必要に、これは一般会計でございます。

それから臨時職員の単価設定でございますが、おっしゃられるように本当に低い金額でがんばってもらっております。それもなんといいいますか5パーセントカットの中の対象に加えさせていただいて、普通の何といいいますか一丁前の男諸という言い方はないのですけれど、一丁前の男諸が臨時で勤めても食っていかれるという金額でないというのは、私どもも十分承知をしております。

ただ、なかなかこういう不景気の社会情勢になりますと、例えばそう単価が安くてもそこへ採用された臨時職員などのことをねたみに思うと言いますか、ここの諸だけ役場へまた臨時で入ったと、うまくやったというようなそういう話も漏れ伝わってきます。それから採用にしても若干名の採用の中、十何人も応募があるというような状況の中で、本当に高くしてやればいいのですけれども、ほかの民間企業とのそうした賃金格差等もにらみ合わせたり、一定の人がそこに入って恩恵にあずかるということではなくて、大勢の人がもしそういう臨時職員に入りたいということであれば、やはりうまく回転をさせて大勢の人にそういう機会を与えるというようなこともまた考える必要があるかなというような気がしております。

安いということは十分承知をしておりますが、財政健全化の中でなんとかそういうことでお願いをしている状況をご理解いただきたいと思っております。

山田 勝君 そうしますと、今、答弁いただいた中に矛盾があるように思うのです。民間の方と比べて、またここではベースアップ人事院勧告にしたがって、それでは矛盾があるのではないのでしょうか。そして市長、先ほど所信表明で地方においてはさらに厳しさを増していると言っております。そういった中で市長の意見とされての考えは、職員の方のこのベースアップについて地域の厳しさとの比較をどのように考えられていますか。

もう1点。そして市内の事業所。人事院勧告は広く見ていると思っておりますが、市内の事業所について給料に関する調査をされたことがあるのでしょうか。伺いたいと思っております。

市長 1条分の方は先ほど説明申し上げたとおり 1条分というか扶養手当ではなくてその後の給料表の方で説明申し上げた 若年層の給与がやはり相当低いということの中で、若年層だけは基本給を上げるわけですね、これは。それはご理解いただけますか。それは私はもう当然だと思っております。そして中高年と言っては悪いですが、中年以降の皆さんは据え置きということであります。

今、議員が問題にされているのはどちらでしょうか。勤勉手当の方ですか、それとも本俸、全体枠ですか。

勤勉手当につきましては、ご承知のように勤勉手当というのはこうなったからすべてそれを支給するということではございません。当然、勤務評定をしてきちんとした勤務評定に基づいてやるわけですから、全員の皆さんに勤勉手当が全部保障されているということではないわけでありまして、今まではどこの市町村もほとんどそうでありましたがすべて横並び。人

事評価というのはほとんど形だけといいますか、評価はしますけれどもそれによって例えば勤勉手当を削減されたりとか、あるいは特昇になったりとかというのはほとんどなかったわけでありまして。

私どもも旧町はほとんどそうでありました。市になってからなるべく早い機会に人事評価制度をきちんと取り入れようということで、今、人事担当の方でその案を作成中であります、当然ですが急にもうすぐ本番実施というわけにはいきません。試行をまずやります。若干時間はかかりますけれども試行をやって、そして悪いところをやはり直しながらある程度完璧な形にしていこうというつもりであります。

そこでこの勤勉手当の率がこういうふうには、全体的に100分の2.5上がるわけです。2条の方はこれは臨時的な措置で6月の分の差額払的なかたちです。そして3条の方で今後は72.5だったものを75にしていくということですから。ですのでちょっと皆さん方にとりまして、もうこうなればすべてそうだろうということだと思いますが、私の方針は人事評価をきちんとやって75支給される方はきちんと75支給しますし、そうでない方については当然ですけれども減額はあり得るということ。今でも長期休暇とか当然ですけれどもそういう皆さん方はこの勤勉手当というのは減額をされているわけでありまして。

休暇やそういう部分がなくてもやはり人事の評価の制度の中で、やはり当然評価をして実際に勤勉であったかどうかということの評定するわけですから。非常に難しい面もありますけれども、これをやっていかないといつまでたってもやはりぬるま湯という部分がございます。これをやっていこうという方向で今進めておりますのでご理解をいただきたい。

ただ、民間との賃金格差というのはトータル的には確かあるのですね。今ふれていますように今の社会情勢の中では、ある程度の地位や年齢にいきますと確かに高い。若い人たちがそう高いとは思いません。ただ、私も賃金実態をすべて調査をしたということではありませぬので、一般的にお話を聞いたり、娘の友達がこうだとかそういう話を聞いている中では、若い人たちがそう高いとは思っていませんけれども、やはり年齢を重ねていくごとにこの地域の一般的な給与水準よりは高い部分がある。

しかし、企業の中にも業績の良し悪しもありましようし、会社の内容もあります。いい会社の内容の社員は、とてもとても市役所の職員なんか比べものにならないという給与をどんどんもらっているところもありますから、なにをとってか。常に最低ラインをとれということになりますとこれはちょっと非常に難しいと思います。

そういう部分は私どもの調査というよりは人勸の中で、今度は相当地方も調査に入っていましたのである程度勘案されていると思うのですけれども。そういういろいろ総合的な観点から今回はこれはこれで私は皆さん方からなんとかご理解をいただきたい。ただ、今ふれましたように、これをすべてもうこれは満額保証だということにはなり得ないということをつなつかうとご理解をいただきたいと思っております。

総務部長　ご質問の中にもきちんと民間企業を調べたかどうかということなのですが、きちんと紹介状を出して調べたということはいきませんが、チラシに入ります募集を

見て、時給がいくらだとかなんとかというようなのがありますので参考にしたり、それから毎回ずっと他市町村と比較してということではございませんが、当初予算を決めるときの単価というようなときには、近隣市町村のものを調べてどうかというようなことをさせていただいております。

それから手当の関係でございます。臨時職員には手当が支給できないという規則になっておりますので、そういうときに1回、時給あるいは一日単価の方へ戻す時に手当の支給率を全部ばらしてそちらに含めて単価設定をしたことがございます。そんなことで手当の方はご理解をいただきたいと思っております。

中沢俊一君 確認をさせていただきます。本俸については有能な若い人材を確保するということである程度理解はできます。勤勉手当の方ですが、県をはじめいくつかの自治体では見送りにするというところであります。私もある・・・はっきり言えば農業共済という役員をしばらく続けていますが、先般同じような提案がございました。これは県の動向にしたがうという共済組合の結論でしたけれども、私はやはりこれだけの財政難というふうに報じられているわが市で、やはり世論が許すかどうか。これは私は慎重に考えてもらいたいと思っております。定数管理とこれからどういうふうに結び付けていくか、それも含めましてお考えをお聞きしたい。

総務部長 お答えをさせていただきます。人件費総体的にとらえれば、やはり人数は職員定数の中でかなり今削減を図っています。これはご案内のように辞めた半分ぐらいを採用してというような当初の計画でございましたが、ほとんど採用の方を控えてかなりの数が今減少中ということでご理解いただけるかと思っております。

それから県内のいろいろな動きの中でのことでございますが、先ほども申し上げましたように私どものところと魚沼市に限っては、本給手当はもうそういうことで0.何カ月分のその上乘せでございますが、私どものところは月給の12カ月分の5パーセント手当のところから差し引かせてもらっているというようなことがございます。これはもう勤勉手当だけでなく期末手当も含めてそうしなければ引けない金額でございますので。したがって20年度まではそういうことでしますが、5パーセントカットが終わった段階では当然また健全化の見直しをしなければなりません。その中でまた県内状況等を把握し、慎重に取り扱いをしていきたいということでご理解をいただきたいと思っております。

中沢俊一君 今議会の初日に財政シミュレーションが提示されるというふうに私は聞いておりましたし、また期待もしておりました。これを見ながらこういう判断をして、またわからない点があれば一般質問で自分の所見をとっていくと。そういう議員がいたと思うのですよ。なぜ今回初日間に合わなかったのですか。

総務部長 大変私の方で失言があって申し訳なかったのですが、一部会派の中での勉強会に呼ばれまして、当初そのシミュレーションの案がもうできたというふうに私の方で勘違いをして、初日には配れるというようなことで申し上げたのです。が、その後、担当者の報告をしたら、何と申しますか繰上償還のやり方が、全部合併特例基金を取り崩してそこへ充

てたいというような話になりまして、急遽それによってまたみんな計算し直さなければ整合性がとれないというようなことになりました。その計算がたまたま財政係の方で当初予算の編成作業に入っておりまして、なかなか急がせたのですがちょっと今の段階でできないというようなことです。できたら来週の月曜日ぐらいにはなんとか配付をしたいというふうに考えております。私が初日に配るといようなことを言ったのは覚えておりますが、本当に申し訳なかったのですけれども、今日のところは配れる状況ではなかったということでございまして、この点については本当にお詫びを申し上げます。

宮田俊之君 今ほど市長の方から勤務評定が、というところで。すみません本給の方等ではなくて勤勉手当の方でちょっとお尋ねいたします。この条例改正については非常に市の大切なメッセージを市民に向けて発信するものではないかというふうに思いまして質問させていただきます。

どうしても総額で給与の部分がプラスになるのだということに伝わるのだと思うのです。また、自分の身に置き換えた時に私はこの何級にあてはまるかわからないのですが、多くの給料をもらっていい生活水準を職員の方が行っているのは、大変いいことだと私も思うのですけれども。市民の方との一番の折衝の窓口になるのは、たぶん私ぐらいの年代の職員が多いと思うのですが、必ず市民の方から「補助金を下げているのにお前ら給料が上がってなんだ」という当然市民感情が直に伝わる世代だと思うのです。

その中で今市長がおっしゃるとおり勤勉手当の方はちゃんと評定を入れるのだということであれば、私は総額を・・・先ほどの説明でちょっと後の予算の方では4,550というところが2,550しかこの勤勉手当ではアップしないという今の部長の説明だったと思うのですけれども。この辺をなるべく抑制をして、本来だったら100分の2.5プラスされるわけですね。それはもう本来は抑えて、今までの中で勤務評定をしっかりと行って、その導入を試してみるという方が私は筋ではないかというふうな気がするのですけれども。

ほかの自治体の方ではこの勤勉手当を見送ると、増額を見送るということをされている中で、県内ワーストワンでなぜこれを南魚沼市として上げるのだというメッセージを発信しなければならないのか。ここについてちょっと市長のお考えをお尋ねいたします。

市長 今ほど総務部長がそれぞれ申し上げておりますように、職員の5パーセント給与カットを実施しているのが、私どものところと魚沼市さんが1年遅れで始まったというところでもあります。十日町も始めたのかな。やっていませんか。

そういう部分がひとつと、それから私が基本的に考えておりますことは、これは県やほかの自治体とは違うのでしようけれども、いわゆる公務員というのはスト権は禁止をされているわけでありまして。公務員の給与体系というのは、今まではずっと人勤で勧告をされてそれに基づいてやってきたというそういうことでもあります。ですから私は人勤というのは基本的に尊重したいと。これはやはり職員の権利擁護といいますか。別に職員に味方をしようとかそういう意味でなくて、基本的な労働権ということをきちんとやはり認めてやるべきだというふうに思っているわけでありまして。ですので、人勤の勧告が出れば下げるときは下げま

したし、上げるときは上げてきたということでありませう。

今回もこういう勧告が出ましたので、前段の2条については6月にさかのぼってということでありましたので、これはもう今評定をする暇がございません。ですのでこの分は申しわけございませんけれども、6月に支給した差額分をそっくり支給させていただこうというものであります。

今後この100分の75ということに戻るわけです。これについてはやはりきちんとした評定を行いながら、当然ですけれどもそれはみんな勤務成績が良くて削減の理由がなければ削減をしませんし、そうでなければきちんと削減をする部分を、これは納得のいくまで説明をしながら削減をさせてもらおうということでありませう。

基本給や一般的なボーナスについてなかなかその査定というのは難しい。よほど公務員らしからぬ行為があったとかというときはすぐ減俸とかそういうことはできますけれども、普通的に勤務をしている中で大きな落ち度がないというときに、では本俸を削減するかとか、期末手当の方を削減するかというのは非常に難しいわけです。けれども、この勤勉手当については、私はそのためにある手当でらうと思っっているのです。ですからきちんとした評価をさせていただいて、当然ですけれどもこれから差がついてくるというふうにはひとつご理解をいただいて、市民の皆さん方にもそういう面ではご理解をいただきたい。

それから平成20年までの給与削減ということでありませうけれども、財政シミュレーションを中沢議員にはちょっと総務部長の方で今日という話があったそうでありませうが、それは失礼いたしました。けれども、方向としてほぼめどはついたということだけはまたひとつ皆さん方からもご理解をいただきたいと思っます。ただ、ここで気が緩んだり、また別の部分が出ますとそれはわかりませうが、今の状況の中でほぼめどはついた。

市民の皆さん方に今、補助金とかそういう部分でカットをしている部分というのは、例えばこの健全化計画が終わったあとに、カットをして戻す部分と、もともとカットしてよかつたという部分もありますのでこれは精査をさせていただきます。すべてカットしたから返すということにはなりません。そんな状況の中でありませうし私の考え方でありませうので、市民の皆さん方からどういっご批判があるのかはちょっとまだこれからでないとわかりませうけれども、きちんご批判には説明をしながらご理解を得ていこうというふうには思っております。

ある意味でひとつ職員もここ3年間、地震、合併、豪雪そういう部分の中で給与削減議会の皆さん方からもありがとうございました。やってきておりますので、士気高揚こういう部分もちょっとはやはり考えてやりたいという部分も私の気持ちの中には若干はございました。ただ、さっき言ったようにそれが甘くて全部こうだということではありませうので、そういう意味でひとつご理解をいただきたいと思っております。

宮田俊之君　私は、市長はもしかしたら内心この改正をしたくなかつたのではないかといいぐらい、真剣に財政シミュレーションといっますか、しっかり財政を考えられているのかなと思っておつたのですけれども。その中で1点お尋ねいたします。市長の所信表明の最

終ページにもございます、人件費の方がある程度、今もお話がありましたけれども。職員の不補充で給与の総額が下がってきたからといってそれでよしと、市長は当然思っていないとは思っておりますけれども。その中で職員自身でもこういった市民感情がある中で、今のままでいいのではないかという議論があっても私は良かったのかなという気がしているのです。そういった議論があったのかなかったのか、ちょっとお聞かせいただきたいのですが。職員の方から実際上げればいいのかということではなくて、今のままでいいのではないかというようなことがあったのかないのか、ちょっとお聞かせいただきたいのですけれども。総務部長で結構ですが。

総務部長 私の方ではとりあえずそういう話は聞いておりません。一応当初の約束どおりで進行しているというふうに皆さんが理解していると考えております。

牧野 晶君 まず1点ですけれども、人事院勧告ということで国の方にも聞いてみたら、新聞にも出ていますが国の方は審議官以上については、2条、3条の方の勤勉手当の改定については反映をさせないというふうな方針をもう出しているわけですね。県は県で、要は今回勤勉手当の部分についてはいじらないというふうに言っている。あと県内の自治体でもいくつかの自治体はそっちの方をいじらないというふうな方針が出ているというのは、やはり国民感情や県民感情、市民感情を考えたうえでの政策決定だと思うのです。

当然当市としては5パーセントを削減をしている、これは大変ありがたい政策決定であると思っておりますけれども、ここで給与をあげると、せっかく5パーセント削減をしているのにぼけてしまうと私は思うのです。要は人勤だからといったって、南魚沼市はちょっと財政がきついで職員にお願いをして5パーセントカットしておりますが、ここで上げてしまうと5パーセントカットしつつも給料のベースアップというか勤勉手当を上げるというような、市民に対してすごくわかりづらい政策だと思うのです。

やはり市長や市が考えることというのは、わかりやすい市民へ向けたメッセージというのも大切な情報発信、要は姿勢を見せるということも私は大切なひとつの政策だと思うのです。その点についてまず1点は国も考えている、ここでいうと国の審議官以上というのは次長、部長クラスだということなのですが、うちも次長、部長がいるわけですから、その勤勉手当はどうするのかということについてちょっと聞いてみたいかと私は思っていたので。

それとわかりやすい政策というもの。市長にお聞きしますけれども、政策としてわかりやすい政策か、片一方は下げつつ、でも勤勉手当は上げるよというふうなことは、市民にとってわかりやすい政策か政策ではないかということについてもう1回。前段でほかの議員が言っておりましたがもう1回よろしくお願いします。

市長 先ほどからふれておりますように、それこそ若干誤解といたしますか。この率がここで決まれば全部これを支給するのではないということ、まずご理解いただきたいと思っております。これは勤勉手当ですから。（「わかります」の声あり）わかりますね。

そこで、わかりやすいか否かということでもあります。わかりにくいかわかりませんが、こういう制度をきちんと利用しながらこれからきちんとした人事評価を行っていくと。そし

て一生懸命働いていただいた職員についてはやはり最高額の100分の75を支給すればいいわけですし、そうでないという結果が出た職員については当然ですけれども勤勉手当の削減である程度わかっていただいて、反省をしてもらうというこれも必要だということです。そういうふうにお話をさせていただければ、私はご理解がいただけると。

ただ、今、議員おっしゃったように5パーセント下げている、ここで勤勉手当を上げるという、それだけを言いますとそれは確かに何かわかりづらいという部分があるかも知れませんが、そういうことのないようにきちんとした周知もまたしていかなければなりません。市民の皆さんにはどうかたちでお知らせをすればいいのか別にいたしまして、まず議会の皆さん方がご理解いただけましたら、まずもって議会の皆さん方から市民の皆さんにも周知をいただければありがたいと思います。私は私なりにまたそれぞれの会合等を通しながらきちんとしたご説明を申し上げてご理解いただきたいと思います。と思っています。

この竹を割ったほどわかりやすいとは思いませんけれども、そうわかりづらいことでもないという気はしておりますが、考え方ですのでちょっとわかりません。

総務部長 国と比較してどうかということなのですが、国の審議官だとか参事官だとかという職種の基準は私どもは使っていません。私どもは1級から6級までしかありませんので、国では12級くらいまで上がずっとあるわけですし、それから県では8級ですがまだこの上にあるのですが。私どもは下の方しか給料表は使っていないということと、採用試験も大卒でも何卒でも大学院を出てきても初級職の試験で入ってもらっていますので、ぐっと採用の格付けはもう下なんです。国のあれは上からもう上級職や中級職、上に入ってくれば格付けがもう全然違ってくるということでありまして。それから同じ初級職で比較してもラスが92パーセント、国が100のうちが92.何ということですので、そういう中ではかなり格差の付いている給料表を使っているということを一とつご理解をいただきたいと思っています。

牧野 晶君 審議官云々などということをとっているのは、要は国が幹部職員は支給しないという方針を出しているのですから、市の方ではそういう視点というのはあったのかどうか。国は新聞などには出ていたわけですよ。インターネットなどで、国は審議官以上とか要は幹部の幹部に関しては勤勉手当の分は反映させないというふうなのが出ていたので、それと同じように考えたことがあったのかということ。

あと先ほどから勤勉手当をアップしますけれども、それは勤務評定についてこれから考えていきます、全部支給するわけではないということですが、それは今までと同じなのです。正直、今回28日にではどうやって差をつけていくかというのは、今までも6月支給だとして休んでいる方には減らしていたわけだし、勤務評定というのは本当はつけなければならぬけれども、それは今までの慣例というか差がつけられないというふうな考えのもと、ずっとやっていたので。この28日にそれは実際できないわけですよ。28日の支払のときに。

というのがあるので、またその勤務評定、勤勉手当に関しては人事院勧告は少なくとも2

年以上前から能力給にしていきなさいよというふうな話もしているわけです。勧告の一部に入っているわけです。そのところも私も2年前に勤務、人事評価によって給料を変えろというのは言っていましたし、ほかの議員でも以前の議会で言われた方もいます。それはそれとして今回のことに関してはなかなか本当 議会の方から説明をしていただきたいということですが、市長の方でも考えるということですが、どういうふうにそのところを考えて、こういうのをわかるようにしなければ市民は理解できないと思うのです。では議会は納得したのだからお前も納得しろと市民に言うのは、それは少し筋が通らない話ではないのかなと。市長や市の姿勢として市民は聞きたいわけですね。そのところをどう説明するのか。市として本当に先ほど来の答えが返ってくるのかもしれないけれども、市民にどういうふうに説明していくのか、もう1回お願いします。

市長 議会に説明しろと言ったわけではなくて、もし皆さん方がここでご理解をいただいて可決成立いたしましたら、それはそれぞれの議会の皆さん方のまた市政報告もあるわけでしょうから、そういう中でお話をしていただければ幸いだということをお願いだけで、市の代わりに広報塔になってやってくれなどということは、全くお願いするつもりはございません。

5パーセントの給与カットの際でも、だいたい市政懇談会そういう中で私が申し上げてきました。とてもなんといいですか広報に書いて出してということ、それはある程度になってからはやりましたけれども、当初のときはそうやりました。ですのでこれは、今おっしゃったように勤務評定はこの28日には間に合いません。来年の1月末をめぐりに自己申告を全員に今提出をさせる予定であります。1月末ではなくて12月末ですね。その自己申告書。それから人事評価もおっしゃったようにもう何年も前から能力給といいますか、それを導入するという話があったのですが、これは議員もご理解いただかなければなりませんけれども、さっきふれました地震だ、合併だ、豪雪だ、どうだこうだという中で、とてもその人事評価制度を導入できる状態ではなかったという、これは逃げ口上ではありませんのでご理解いただきたい。ようやく市としての体制も整って、そしてこれから削減の人数もあるわけです。そういう中できちんとした評価をしていきたいということでもあります。ですので、その2年、3年の間はできなかったという方が実態だと思いますので、それはご理解をいただきたい。

市民にどう説明するかというのは、結局それぞれの会合やそういう中で、常に私の方から話を出しながらご理解をいただいていくという以外にはないと思います。書いたものをぼんと出してもなかなかこれは読む人もちょっとわかりませんし、ですので私が機会あるごとにそれぞれの会合の中で。おかげさまでしょっちゅうあちこちの会合に呼ばれていますので、そういう中でお話を申し上げてご理解をいただいていくということが一番の方法だと思っております。年末年始にかけてその努力を一生懸命させていただこうと思っておりますがよろしく願いいたします。

もう一つ。これは議会制民主主義という社会でありますので、市民のご理解が例えば得られない、議会は理解していただいた。これはもう議会の決定であります。ですから全体主義

的な発想というのは必要なこともありますけれども、やはり「議会」ここで決定をしていただくということ意外にもう私どもは方法がありませんので、それについて一生懸命理解を求めるといった方法はいたしませんけれども、そういうことだと思っております。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑をおわります。

議長 討論を行います。まず原案に反対者の発言を許します。

牧野 晶君 第103号議案 南魚沼市職員の給与に関する条例の一部改正について、私はせっかく職員の皆様が5パーセントの給与カットをされている。それに対し、今回勤勉手当ですが100分の5を上げるということに関して、非常にわかりにくい政策だと思います。5パーセント削減しているのにここで上げてしまうと、せっかくの削減があまり良い方向に向かないのではないのではないのかなというふうな考えがありますので、ひとつはまずこの1点をもち私は反対します。

あとそれと非常に市財政は緊迫しておりまして、財政健全化を進めております。その中で補助金カットや公共事業も削減されております。そういう状況で市民に我慢を求めている時期に、またこういうふうに勤勉手当を上げるというのは、こちらの方でも市民の理解は得づらいのではないのかなと。

先ほど市長から最後に議会制民主主義云々ということがありましたけれども、市民のせいにするつもりはありません。私は議員として議員の決意として、ただ、私が言いたかったのは議会制民主主義だけれども当然市民に対しても、それとは別にして説明はしなければならぬというつもりで言っているのです、議会制民主主義を決して反対するつもりでもありません。

最後の方はちょっと付録がついてしまいましたが、なかなかこれはわかりづらい政策であると思いますので、今回は私この第103号議案について反対の立場で討論させていただきます。皆さんからの反対をご理解をよろしくお願いいたします。皆さんの賛同をお待ちしております。

議長 つぎに原案に賛成者の発言を許します。

佐藤 剛君 第103号議案につきまして賛成の立場で発言をさせていただきます。私は職員でしたので職員の給与改定に賛成するのだろうということに聞こえるかもしれませんが、実はそういうことではなくて、やはりルールにしたがった中で運営していかなければ先々困る事態もあるというような観点も含めまして、賛成の立場で討論に参加させていただきたいと思っております。

先ほど市長も話をしましたように、私が言うまでもありませんが、人事院勧告は昭和23年に政令201ということで、団体交渉権、争議権等を制約された中でその代替措置として人事院勧告制度が生まれしてきたわけです。そしてまた公務員はそれによるしかないというような今、体制になっております。そしてまた人事委員会があるところにつきましては、とこ

ろで第三者機関といえますかそういう意見も聞きながら決定をしているところであります。けれども、地方公務員、その中で市町村につきましては、大部分がそういうところがないという中で、国家公務員の人事院勧告を踏襲するといって議会提案するというようなかたちが従来のかたちになっているわけでありまして、市長もそういうルールに則って提案をされたものというふうに思います。

ただ、今話が出ておりますように、ではこの財政事情の中でどうなのかというようなことであります。私はこういう今、議員のすべての皆さんが財政シミュレーション、財政健全という中で財政を語っているわけでありまして、やはり財政健全化というのを最重点に考え、その中で人件費の抑制というのはやはり一番大きな課題だというふうに考えております。

したがってこれからまた示される定数管理につきましては、スケールメリットの効果を十分に発揮した中で人件費を抑えていくというような努力は、私たちが執行部の方もやはりこれからもしていかなければならないというふうに思います。ただ、給与の基本的なルールといえますか決め方につきましては、先ほど言いましたようにそのような人事院勧告のかたちで決まっているわけですので、それは一応基本線はこの中で決めていただくというふうなところ。

そしてまた地域の実情をどういうふうなかたちで反映をさせるのかというようなことなのですけれども、先ほど来話がありますように近隣の中になし5パーセントカットというものをやっております。そういうかたちの中で地域の中の調整はしなければならない。一応ルールに沿ったかたちで決める。地域調整はそういうかたちですと。

そしてまた評価も市長はこれからきちんとやるのだというようなことを言っていますので、そういうふうなかたちできちんと地域の中の調整はしていかなければならないと考えておりますので、そういう点からもルールに沿ったかたちでやる。そしてまだなお不足するところは、また別の方法で考えるというようなことでやっていただきたいというふうに思うわけがあります。

もう1点、それで人事院勧告。これは6年ぶりの増額の勧告でありました。これはやはりデフレのスパイラルといえますか、消費の動向がそのようなかたちで回っていく消費経済のことも考えてのことだと思えます。今まで非難されておりました対象とする企業も、100人から50人というように小規模企業の状況も加味した中での6年ぶりの増額勧告でありますので、そういう面での配慮もされているというふうに私は理解しているわけでありまして。

そして、ではこういうかたちで住民感情が許すかというようなことなのですけれども、私はここが一番問題だと思います。私は人勧があるからというようなことでただ単に言っているわけではありませぬし、職員の皆さんの労働効果というのは目に見えないわけです。こういう中での例えば賃上げということになれば、住民が納得するような住民サービスといえますか、そういうふうなことに努力をしていただきたいと思えます。そのような人事管理も市長の方でやっていただかなければならないというふうに考えております。そういうところも含め、加味していただきまして、総体的に賛成をするというふうなところでありまして。

臨時職員の賃金の話も出ましたけれども、私も正職員だけよくて臨時職員がそのままというわけにもいかないと思います。臨時職員だってやはりそういう賃金の決め方に沿ったかたちで決めていかなければならないというふうに私は考えますので、そういうところの考慮も必要かと思います。

そして財政健全化に向けては、職員の賃金関係を削減するというのが一番目立ってわかりやすいわけですが、やはりいちばん基本となるところは、ほかのむだを省く。ほかの面でのむだを省きながら、そしてまた収入をどういうふうにして増やしていくかというようなところも含めた財政健全化計画。そしてまた財政シミュレーションがこの会期内に出てくることも期待を含めまして、この第103号議案につきまして賛成の立場で参加させていただきました。

議長 つぎに反対者の発言を許します。ありませんか。

議長 原案に賛成者の発言を許します。

笹木信治君 第103号議案 南魚沼市職員の給与に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論をするものであります。問題は官民の賃金差の問題であると思います。私も前の5パーセントカットにも反対をしてきました。これはなぜかと申しますと、高い方を低い方に合わせるという考え方は間違っているという基本的な考え方があります。

今、ご承知のように企業ではバブル以来の大きな利益を上げているわけでありまして。大幅な減税の規定があって企業の納める税金が少ないことが問題になっていますが、それでも企業が納める税金は年々増収となって国家財政がよくなっているという報道がされております。一人、賃金だけが上がっていないのですね。私はここがいちばんの問題であると思うわけです。

今、年収200万円以下の低所得者層が大幅に増えているということが問題になっております。これはひとつにはやはり小泉内閣によるいわゆる派遣労働者、労働問題の規制緩和によっていわゆる非正規雇用の労働者が増えていると。低賃金で済むということが大きな問題になっているわけでありまして。

こうしたこととあわせて労働組合運動も低迷をしておりますが、そうした中でなかなか民間の賃金が上がっていない。しかしそれに公務員給与が高すぎるという声も確かにありますが、これをあわせるというのは私は間違っていると思うのです。民間が努力をして公務員の給与に近づくと、上げるということが基本的に正しい方向であって、それを低い方にあわせていったのではどうしようもないと思います。

今、同じようなことが政府では行われておりますが、生活保護基準法を引き下げるという議論がやられています。これも私は間違いだと思うのです。最低賃金法やなんかは生活保護基準よりも低いと。農家の生産費の日当が2,000円ということで話題になっていますが、こういう生活保護基準よりもそういう低い実態があるから、生活保護基準を下げたそれにあわせるという考え方ですが、そんなことをしてはどんどん、どんどん社会が沈滞していくというふうに私は考えます。

むしろ公務員給料は人間としての給料をきちんと保障する。労役にあわせた給料を保障するという立場をとりながら民間をそこに引き上げていく努力、これはやはり社会全体で行うべきだというふうに考えておりますので、本案に賛成するものであります。以上。

議長 討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。第103号議案 南魚沼市職員の給与に関する条例の一部改正について、本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数。よって、第103号議案は原案のとおり可決されました。

議長 暫時休憩いたします。休憩後の再開は11時50分といたします。

(午前11時36分)

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時50分)

議長 総務部長より発言を求められていますのでこれを許します。

総務部長 大変恐縮でございますが、訂正をさせていただきたいと思っております。前段、表彰式を挙行させていただきましたが、被表彰者高橋康夫さんの功績調書の中で一部誤りがございましたので訂正をさせていただきます。功績調書の中のその他の功績の中で、塩沢町の議会議員の任期が昭和56年4月から平成9年4月までということでしたが、最後の方、平成9年を13年にご訂正を。4期16年ではなくて5期20年の議会議員の在任期間でありました。

なお、新聞社関係の皆さんもおられましたので、私どもの方で新聞社関係の方には訂正文書を差し上げたいと思っておりますし、それからご本人さんの方にはお詫びをしてきたいと思っております。よろしく申し上げます。

議長 日程第15、第104号議案 南魚沼市職員の旅費に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

牧野 晶君 大変いい条例だなという思いはあるのですが、実際事故を起こした場合はどういうふうな扱いになるかというのをちょっと確認をさせてください。

あとそれと、事故を起こしたときの要は交通事故の場合の保険の出方とか、そういう点はどういうふうにしてカバーしていくのかということを行っているわけです。

あとそれとあくまで自己申告制ということになるのか。キ口をどうやってチェックしていくのかについてもお願いいたします。

総務課長 今ほどの件でございますが、事故の場合の保険ということでございます。訓令の方でその条項を定めておりまして、使用できる自動車につきましては自賠償はもちろん

でございますけれども、任意保険についても入っているということで、対人1億円、それから対物500万円以上の任意保険に入っているということでございます。そういったことで事故があった場合についてはそれで補償するということになります。

それから出張につきましては、旅行の命令権者の承認を受けるという格好でしております。それから旅行のキロでございますが、あくまでもそれは自己申告によるものということになるかと思いますが、基本的には新潟県内ですので、実際にその実測ということではないのですけれども、図面上から測ることができるだろうというふうに認識をしております。以上でございます。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。第104号議案 南魚沼市職員の旅費に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第104号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第16、第105号議案 南魚沼市農業委員会の定数等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

産業振興部長 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

若井達男君 2～3点お伺いします。まず1点ですが、確かに六日町、大和の合併前にこの人数を40名とするときには、農業委員会の中で組織検討委員会というものを設けて、人数は何人が妥当かという中で出た数字が、前回までの人数だというふうに考えております。

それでそのときには、やはり議員選挙においては最大限を使わせていただこうと。そしてその後また塩沢の合併をみた中に新たにこの農業委員の委員選挙で選ばれる委員数については検討しようというのが今までの流れであったと私も考えております。今回、農業委員会の中で、こういった定数についての組織検討委員会といったもの等が作られて検討されてきたのであるのかどうかその点1点。

あとここに30人の地区、第1選挙区から第3選挙区ということで12、10、13と割り当てという人数が出ておりますが、今ほどの部長の話ですと地域性を考慮してこういう数字になったという説明があったわけですが、具体的にはこれ以上の人数を出すについての検討があったかどうか、されたかどうか。

ということはやはり先ほど申し上げました40人を決めるについては、やはり当時であれば農家戸数、耕作面積それと合わせて農業委員の選挙人名簿に登録された人数、そういったものを考慮した結果が40。そしてそのうちを17、13というふうに人数が決まってきたというふうには考えております。その辺がどういったかたちでこの12、10、13といったのが決められてきたのか、ひとつその辺の説明をお願いいたします。

産業振興部長 先ほど農業委員会のご意見も、というふうなことでございますが、農業委員会の方でもこれについて専門に検討していただきまして、方針ということではないのですがその上で決めさせていただいたものでございます。

それからちょっと説明を落として申し訳ありませんが、各選挙区別の委員の数につきましては、農用地面積を基準にいたしましてそれぞれ35の枠の中で決めさせていただいたものでございます。

若井達男君 前段はわかりましたが、農用地面積に限ってこの人数振りをされたということだけでいいわけですか。先ほど言いましたように当然のことながら農用地プラス農家戸数、また農業選挙人名簿に登録された農業委員、そういったものが旧町によっても第1選挙区から第2選挙区、第3選挙区によっても違いが当然のことながら出ていると思うわけです。

また、その農業委員の選挙人登録名簿についても一応これは、一応などというものでない、きちんとした決まりがあります。1年間に60日以上従事するのは8時間以上として。しかしながらよもやすると家庭の選挙権を持っている人の名前がみんな出てくると。そういったことも今まであったりしてきているわけですが、その辺はどういった対応がされてきておったか。この点をひとつ再度お伺いします。

農林課長 農業委員会からは先ほど部長が話をしましたけれども、9月20日の日に市に対して農業委員会で組織の中で検討した結果が報告をされました。それらに基づきまして市として今回条例の改正をお願いしたわけでありまして。その中で農業委員会そのものが現在の市の新潟県の中には35市町村があるわけでありましてけれども、その中の20市では大きなところについてはだいたい40人。5,000ヘクタール以上の場合には40人という上限があるわけでありまして、それらに基づいて定数を定めている。あと中くらいの市についてはそれよりも若干少なくしまして30人というようなところもあるわけでありまして。

今回、農業委員会の方から、先ほど部長が言われましたように十日町さん等についても40人でやっている。というのは理由としては中山間地等を抱えるこの当地では平場と違っていて、単なる一人当たりの農用地の面積だけではなかなか割り切れないというような部分もあります。今回については40人は見直しをさせていただいて35人にしたいということでありまして、その35人の割り方につきましては、前回については確かに若井議員がおっしゃるように農用地の面積だけではなくて農家の戸数とか被選挙人名簿ですか、それらを参考にさせていただいて農業委員会の方から提言といいますか建議を受けて市のほうも条例化したわけでありまして。今回につきましては農業委員会の方からは経営耕地面積だけで按分したいと、それがよいという提言がありましたのでそれを使わせていただいたということであり

ます。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。第105号議案 南魚沼市農業委員会の定数等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」「反対」の声あり)

異反対の声がありますので起立による採決を行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数。よって、第105号議案は原案のとおり可決されました。

議長 ここで昼食のため暫時休憩といたします。休憩後の再開は1時15分といたします。

(午前12時06分)

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時15分)

議長 日程第17、第106号議案 八海山麓観光施設条例の制定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

産業振興部長 (説明を行う。)

議長 質疑を行います。

腰越 晃君 八海山麓観光施設、これは指定管理者に移していくということで条例制定の提案なのですが、現実的に指定管理者の受け手ということについてお伺いします。立地している位置あるいは内容等を考えて、また利用料金等を考えた場合、なかなか採算がとれる事業となっていくかという点について、ちょっと不安な部分もあるかなというように今説明をお聞きして感じたところなのですが。実際の指定管理者の選定については今後どのように進められていくのか。また、もう候補は決まっておられるのか。その辺の事情について、状況についてお伺いをしたいと思います。

産業振興部長 指定管理者につきましては、さっきの議会でもご報告いたしましたように、設立の大体めどが立ったということで、今、提案をさせていただいております。実際には内容的には1月、年明けまもなくには経営の正式な組織ができて、そこと具体的な協定とか契約に向けてのお話ができるものだと思っているわけでございます。本来であれば、公募

ということで広くやるべきところだとは思いますが、現実にはそれをやってあるかどうかもわかりませんし、現在、土地から始まりまして、ほとんどが地元の方が所有していらっしゃるような状況でございます。幸い話を進める中で地元の有志が受け皿を設立していただくということでございますので、そういうふうなかたちで今後進めていきたいというふうに考えています。

腰越 晃君 内容については了解をいたしました。ただ1点だけひっかかるのは、昨年度からこの制度を取り入れていろいろな公共施設の管理を指定管理者に委託しているというそういう状況ですけれども、今後の中では公募というのがひとつの指定管理者を選択していくスタンダードになっているわけなのです。確かに地元の有志の方がやっていただけると、やはり一番施設の内容をよく知っている、土地カンもあるということでこれについては問題ないと思うのです。が、今後の指定管理者の選定について、やはり経営に困ったら市が支援するのだというのを前提に考えていられるとちょっと困るなど。やはりこうした施設については、なんとか経営内容についても自立を目指すのだという方向の中でやはり検討されていくべきであろうと。これは理想論かも知れませんが、そうした中で、今後指定管理者の選定について公募という方式を積極的に取り入れていくと。どの施設がどうだということは申し上げませんが、そういう考えがあるのかどうか、1点確認をしておきたいと思います。

市 長 議員、今おっしゃったように他の指定管理者制度に移行している施設が始まって2年目になったでしょうか。その際にも議会の皆さんにもお話し申し上げましたが、やはり当初はなかなか一般公募というかたちには持っていけなかったわけです。一応年数を経過していく中では、あれは3年でたしか大体契約してあったと思うのですが、その後は一般公募型に切り替える方向で検討させていただくということを申し添えながら、今の指定管理者でやっていただいているわけです。

このサイクリングターミナルは、今当初からそういうことを申し上げられる状況ではありませんけれども、今、部長がちょっと触れましたようにスキー場の土地は全て借地であります。そういうことも含めると、3年後には一般公募がやれるかどうかというのは、ちょっとまだ方向としては打ち出せませんが、経営的には当然ですが市が全ていつでも赤字は受けるからという方向ではなくて、一生懸命努力をしていただくということは十分お願いをしながら、今、地元の方で会社設立に向けて準備を進めていただいております。

ただ、見通しとして初年度から黒字ということには到底なり得ませんので、どういう点を改善していけばいいのかそういうことも含めながら、この件については当初からもう3年後には一般公募だという前提なしで、ある意味ではちょっと育てながらやっていかないと非常に難しいという面もあります。そういう方向を持ち出しますけれども、やはりいずれは独立立ちをしていただくということについては、双方とも意識は一致しているところでありますので、そういうかたちで進めていきたいと思っております。

宮田俊之君 関連してひとつ伺います。方向としては市長のおっしゃった方向で大変いいと思うのです。経営的なリスクは大変変わったのですが、今後こういった大きな

スポーツ施設で、「もしも」という場合についてひとつお伺いしたいのですけれども。財団法人とか大きな資本が入る場合は結構なのですが、地元の方がこうって受けた場合に、もしも、例えばなのですがこのスキー場でリフトにからまる大きな事故があったと。損害賠償等とかいろいろされた場合に、指定管理者が当然受けられなくなってそのときに請求された段階で解散をするとなった場合には、この最終ページにありますとおり市長が適用されるということになるかと思うのです。この辺につきましては何かリスクを回避できるように市の方がしっかりとバックアップがあるのか。もしくは自治体が入れます共済保険ですか、あぁいったものに加したうえでこういった運営をしていくのかということ。

あとは例えばサイクリングターミナルを使ってこの近隣で大きな大会を行うといった場合、やはり道路の使用許可等々で、市が関与していないとなかなか許可もおりないということもあるかと思うのです。この辺については市もしっかりとバックアップをした中で育てていくという方向なのかについて、1点お尋ねいたします。

産業振興部長　ご指摘のような点につきましては、委託の中で総合賠償保険というものに入りをいたしまして、不測の事態といえますかそういうものに対応するというふうなことで進めております。

この限度額を超えた場合ということではよろしいでしょうか・・・（「市もちゃんとバックアップしていくのかどうか」の声あり）失礼しました。現在はほとんど相当の部分、市が動員でやっている部分がございます。ですので指定管理者に移行しましてもある程度　ある程度と言いますか、そのときの状況でございますが、当然バックアップはしていかなければならないと考えています。

和田英夫君　確認でありますけれども。この3つの施設をいわゆる指定管理者にお願いするという、これはこれで結構でありますけれども、まあまあ私も近くで内容はわかることですのでちょっと質問するわけですが。ご承知のようにあのエリアには、いわゆるスキー場とターミナルと体育館の中央には広場があるわけです。そのエリアの中には民間のいわゆる食堂的なものが2棟ほどあるし、もちろんスキー場の管理棟もエリアの中にあるのです。そしてもう1カ所民間の建物があるわけですし、この資料からみると山麓スキー場が荒金56の1で体育館が56の5ということは、おそらくあの中央の広場も今までいわゆる町、市が活用して広場として使う、あるいはまた駐車場として使っているわけですからこの3つの施設の指定管理はわかります。が、あとのこれに載っていない従来市が管理運営をしていたところは、これは今までどおりという考え方なのか。

もうひとつは、まあまあもちろん大丈夫だとは思いますが、指定管理者に任せるといくなると、あのエリアにある民間の観光施設の皆さんとも十分協議をされておられると思うのですけれども。この2点の関係なのです。

産業振興部長　最初の、広場等がここに表示されていないかというふうなことだと思うのですけれども。一応ここに表現したものは条例で定められているもの、主に建物を想定しております、広場云々というものまではここに表現がしてございませんけれども、付帯施

設というふうなことで一元管理をお願いしたいというふうに考えているものでございます。

それから近隣の皆さま方というふうなお話でございますが、その辺につきましては当然協議を一緒になってやってきていますし、これからもそういうかたちで進んでいきたいと。共存共栄といいますか、そういうかたちでいくように考えておるところでございます。

和田英夫君 付帯施設という考え方で間違いはないと思いますが、今までではなくて、今度は新にやはりほかの業者をお願いするわけです。これは行ってみればあの広場は結構広いし、まあまあ言うまでもなくバーベキュー的な施設もあるわけで、結構利用者もいるわけですから。大和町当時からあの一帯を一つの観光施設の的なもので、全体的な一つの行ってみたいというイメージの名前をつけて、というような議論もあったわけです。市になってからも議論したわけですが、もちろん付帯施設ではあるが、そうするとではこの中に、この3つの施設を中心としさらに加えて付帯施設も指定管理者をお願いするというような、これは入っているというふうに考えて、理解していいわけですね。

産業振興部長 私どもはそういう考えで提案をさせていただいているということでございます。文章には出ておりませんが、この後協定等で明確にしていきたいというふうに考えております。

佐藤 剛君 2点、1点は確認なのですが、さきほど3番議員の方で「いろいろな手続き的なことで市とのかかわりも出てくるが、そのバックアップ」という話がありましたけれども、部長の方の答弁は、それも含めて、そして今まで大会等、市の協力を得ながらやってきたので、そこもみな含めた中でバックアップしていくのだというようなニュアンスの言葉だったのですが、そのとおり大会等はほとんど市の職員のボランティアで運営していた部分なのですが、そこも含めて今後とも市の職員に協力していただけるというような考え方でいいのかということとを1点確認したいと思います。

もう1点、細かいことですが、条文の10条の中で利用料の話があるのですが、利用者は指定管理者に係る料金を前納するというのを原則としていますけれども、これの意味ですね。条文にこうなると経理上難しい部分もまた出てくるのではないかと思いますけれども。あえてリフト利用料だけではない、ターミナルの使用料も含めてのことだと思うのですが、それらが前納ということで条文に出したという意味。そこら辺は何か意図があるのかお聞きしたいと思うのですけれども。

産業振興部長 バックアップ体制につきましては、これまでのように完全にどうこうではございませんが、そういう人件費的な部分についても一応ある程度はみたうえで委託にしたいという考えでございます。あと、それとは度外にまた管理者なりからいろいろな要請がきて、その中で極力応援をしたいと、こんなふうに考えております。

それから10条の関係につきましては、通常、例えばリフト券云々でございますと、事前に買ってからということですので、そういうことを表現いたしました。当然宿泊があったり、宴会もいっぱいとってもらわなければならないと思うのですが、そういう場合のことにつきましては特別な理由があるというふうなことで、その中で運用していただきたいというふう

に考えております。

中沢俊一君 選定の中で、民間ノウハウが活用できるというさっきの説明でございました。そうすれば今までは赤字が出た場合は満額市の方で補填したように私は思っていたのですが、何ていいますか補填をする額についても今回はある程度厳しくこれからそういう指定管理者との交渉があると思うのです。その辺の基準をひとつ聞かせてください。

これは今後、例えば今泉博物館であるとか、今、指定管理者になっている部分が別のまた用途になってきた場合のひとつの参考になるものですから、そういう基準についてこれからどういうふうにかえたらいいか、ひとつ聞かせてもらいたいということです。

あとはさっきも話に出ましたが、この附則の方で、指定管理者がいなくなった場合、要は市の方へまた先祖返りしてしまうというような格好になると思うのです。これからいろいろ3年経過する、10年経過するというのが出てくるわけですから、こうならないためのもう準備はうっていかねばならない。そういういろいろな研究をあちこちの事例をみながらやっていかねばならないと思うのです。その辺の、安心して公募ができるというそういう体制づくりのための準備をひとつ聞かせてください。

産業振興部長 基準というお話でございますが、明確に その前に委託料につきましては、ご指摘のようにこれから十分精査をして、保証と言いますか積み上げるわけでございます。その基準につきましては私どもの考えばかりを押しつけてもなかなかうまくいかないであろうと考えますので、基本的には私どもの計算をもとに相談をさせていただくということを原則にさせていただきたいと思っております。

経過、これが途中で 途中でと言っては失礼ですけれども、引き受けられなくなるような事態を起こさないようにというふうなことだと思っております。そういうことで一応当初3年間ということでございますので、その中でこまめに相談をし、研究をしあいながら悪い部分についてお互いでひとつ改善点を見つけてやっていきたいというふうにかえております。

中沢俊一君 この民間のノウハウというものに私は期待するわけですが、それが市の方とただその指定管理者だけの、ただのピンポンだけであってはならないと思っております。市の方もいろいろなその全国の事例を研究する中で、もちろん民間の方もそうしていかねばならないわけですが、そうしないと本当にこの存続そのものを危ぶまれるような事態になるわけですから。本当にこの辺は力を入れてやっていただきたい。そのことだけひとつ要望して質問を終わります。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議 長 採決いたします。第106号議案 八海山麓観光施設条例の制定については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第106号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第18、第107号議案 平成19年度南魚沼市一般会計補正予算(第3号)を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市 長 (説明を行う。)

総務部長 (説明を行う。)

議 長 質疑を行います。

笛木信治君 今ほどのご説明の中で、市長の所信表明の中にもありましたが、136億円の借り換えを申請しているということで、これはビッグニュースだと思うのです。我が党もこれを十数年来要求してしまして、政府交渉で再三大蔵省、総務省と交渉してきました。なかなか政府管掌の資金は、次の事業にすでに利息を含めて組み込んであるから、お前たちそんなことを言うけれども借り換えできないのだと、認められないのだというのが政府の見解だったけれども、今回はこれを認めるということでびっくりしているのですが。まだはっきりしないにしても影響額は32億円も出てくるということですから、これは大変なことだと思います。

一般会計、今会計の補正では基金からの利用で1パーセントくらいということですが、他の会計では縁故債か何かで対応というようなことを言っていますけれども、これを合併特例債か何かで借り替えるわけにはいかないのですか。どうせ容易ではないわけですからそこもお願いして、「そういうふうにしてもらえば大変助かるが」というふうにすれば、まだかなり財政的にはよくなると思うのですが、そこをひとつお聞かせ願いたい。

それと縁故債対応ということですが、これは地域のまた活性化にもつながるし、大変いいことではないかと思います。一般会計、こうした言ってみれば余剰 と言っていいのか悪いのかそれは知りませんが そうしたものが出てくるわけです。今後、財政運営にはいろいろ考え方もあると思いますが、これをひとつ考え方として市長はどういった方向でどのように活用していこうかというようなお考えが、もしあればお聞かせ願いたいと思います。それがまず1点であります。

それからこれは中身のことで、予防接種のことが中に書いてあったのですが、これは400万円だか600万円だか減額補正になっています。今、インフルエンザが流行って大変だという時期に、これはもっと宣伝して「皆さん受けてください」ということをやるべきであって、減額などということではないと思うが、そこら辺の状況をひとつお聞かせ願いたいと思います。以上。

市 長 この借り換えによって、浮いたなどというところもあれですけども、まあまあ負担が軽減される分、これはもうとりもなおさず財政健全化の一角ということであ

りますが、当然それは市民生活の向上と安定のために使わせていただくということです。ただ、いくらをどこに使うということはまだとても決められる問題ではありません。すべて市民の皆さん方に還元しなければならないという考え方があります。

あとは特例債を借りられるかどうかというのは、まずだめだと思いますが、確認のため総務部長に答弁させます。

総務部長 私どももそうしてもらいたいという気持ちは十分持っておりますので、何らかの機会に県の方をお願いしたいとは思いますが、計画ではだめだということで民間資金が充てられるということになっております。以上であります。

福祉保健部長 予防接種の関係でございますけれども、ページ数が27ページであります。27ページの説明欄の委託料。マイナス6,000とありますけれども、これにつきましては、日本脳炎の分であります。当初予算で計上してありますけれども、平成17年度以降これの接種を見合わせていると。そういうことでございますけれども、今年度につきましても一部接種をしている方がいました。その残額を減額しているもので、そういうものであります。

笹木信治君 とんでもないことを聞いて申し訳ありませんでした。今あれでしょうか、インフルエンザの予防接種。一応市の方ではこの程度というふうにしてそれぞれお年寄りの皆さんや何か通知を出してあるわけですが、接種状況をもしつかんでおりましたらお聞かせ願いたいと思います。

保健課長 まだ現在実施しておりますので、各医療機関から数字が来ておらず、全部の集計ができておりません。一応65歳以上の方にそれぞれ問診表等をお送りさせていただいて各医療機関で受けていただくようになっております。

中沢一博君 議場ですから大事なことで言わせていただきますけれども、先ほど共産党が「我が党が実績した」と、そういう話がございました。これは議場ですから大事な部分ですので言わせていただきます。これは公明党が与党として勝ち取った実績であると、そういうふうに確信しております。その証拠に3月議会に私からも一般質問で提言させていただきました。そのことを間違っ理解される方がいると困りますので、あえて最初言わせていただきたいと思います。

次にですけれども、この還付金の部分で、すぐ市長は6月ということで私も期待していたのですけれども、県からきたのは8月だというふうに私も聞いております。その中で私はここで聞きましたけれども、途中ではできないというふうに県サイドからいろいろ掌握しております。その点、例えば今この来ました補正で、途中でできるというような発言をされていましたが、私の理解だと4月1日、今の時期だと4月1日からでないといけないというふうに掌握しておりますけれども、いずれが正しいのでしょうか。ちょっとご確認をお願いしたいと思います。

総務部長 どこからそういう情報が入ったのかちょっとわかりませんが、私どもの方へは入ったのは8月に通知がありまして、いろいろこれを修正する段階で財政健全化計画を作

ってあげてということで、そちらの各会計を網羅した計画書を作って県にあげて、そして申請書をあげたという段階で、この償還金にともなうのは9月と、9月25日、それから3月25日。償還が2回になっていますので、その償還日にあわせて繰上償還をやるということになっています。

今年度については、9月はその時点では計画がまだ間に合わなかったというようなことで、3月でお願いすると。国自身では19、20、21年の3カ年でやるというようなことを言っておりましたので、私どもとしてはそういう方向　しかもちょっと情報が入っております4月1日からというのはわかりませんが、今後何らかのかたちであるのかもしれませんが、私どもはちょっと今のところはわかりません。

中沢一博君　それであればありがたいことなのですけれども、財政シミュレーションの中にも明確に19年度を謳っているものですから、そういう点はっきりした中でひとつ早めにやったほうが、誰が見ても一日も早い方がいいわけでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

牧野　晶君　33ページの木造住宅耐震診断事業費。借り手というか診断をする人がなくて150件のうちが50件くらいしかいなかったというふうなあれだったわけですが、市長の公約のひとつでもあるのが、安心・安全なまちづくりということで、大変そのことに合っている施策だと私は思うのです。その中で150件見込んでいたけれども　数字が違っていたらそれはちょっとすみませんけれども　その中で実際耐震診断をする人がちょっとくろみよりも少なかったということですが、それについての感想をお聞かせいただきたい。

それと、何でもこういうことを聞くかと言いますと、すみませんが金額を忘れてしまったのですけれども、自己負担額が1万円か2万円かちょっと忘れたのですが、多分、家のサイズによって1万円、1万5,000円、2万円にしたのではなかったかなと思うのです。片や長岡市は一律1万円だったと思うのです。その答弁が市長は、家のサイズ、大きさ、全部が公平というわけにはいかないのだと。その家のサイズによって負担額を変えていくというのは、非常に私はいい答弁だと思うのです。ただ反面、ちょっと高くしたから逆にこういうふうな点も診断をする人が少なかったというふうにも見れるので、せっかく予算があるのだったら減額するのではなくて、もうちょっと安くするからやる人はいないのかというふうな視点というのもよかったのではないのか。それが公約に対するまた突っ走っていくひとつの目標になっていくのではないのかなと私は思うのですが。そういう姿勢も重要ではないかなと思うのですがその辺のご答弁、どういうふうな感想があるのかについてお聞かせいただければと思います。

市　　長　これは今、議員おっしゃっていただいたように、安全という部分を考えますと非常に重要なことでありまして、私はもっともっと市民の皆さん方から足りないぞくらいの要望があるものだというふうに思っておりましたが、去年もたしかちょっと少なかったと思うのです。今年度もこうしてきますと3分の1くらい。これは金額の多寡ではなくて、

補助金額の多寡ではなくて、例えば長岡市、小千谷市あの中越大震災の際に非常に大きな打撃を受けたところと、私どもも大きな打撃は受けましたがまあまあこちらの方に比べれば非常に少ないということです。やはり住民の皆さんの意識ではないかと思うのです。

こう言うとあれですけども、私の家も明治7年だそうですから本当は耐震診断をしなければならぬのですけれどもしないのです。私は別個ですけども、皆さん方が割合と自分の住んでいる家はまあ大丈夫だと。例えば診断をしてしまってこれはもうすぐ建替えをしなければならぬなどということになると大変だという、そういう心理も働くのかもわかりません。

これは今、ここでちょっとお金が余るから例えば全部ただでしますと言っても、なかなか受け手はいないような気がします。粘り強くまた来年度も当然ですがこの制度をもちながら、建築士会の皆さん方から相当啓蒙していただいているのですけれども、なかなかどうも進まない。どういうところに原因があるのか、またその建築士会の皆さん方とも話し合いをしながら来年度は来年度として考えてみたいと思います。補助金額の高だけで利用が少ないとか多いという問題ではないような気がしているのが現状であります。

建設部長 若干の補足をさせていただきます。さっき総務部長の方で120戸を50戸くらいに見込んでいます。当初予算は120戸なのですが、今日までの申請で実際は19戸しかないんです。ただ、これからもあるだろうということを見込んで50戸にしていますのですけれども。昨年18年度が年間で、去年の6月から始めたのですけれども、18戸。18年度が18戸。今年度が一応多く見込んで120戸で計上したのですが、なかなか申し込みがなくて19戸。もう少し期待をしるということで50戸なのですが。

先般、秋口にいろいろのイベントがございまして、塩沢の産業まつりも含めてそれぞれの町のイベントの方にちょっと風船を作って、一応事業ピーアールというか啓蒙に歩いたところですけども、なかなか効果があがらないということが実態でございまして。今、市長が申しあげましたように、決して負担が高額だからだということではないと思うのですけれども、そんな実態でございまして。

関 常幸君 29ページのところで似たようなことを質問させていただきますが、関連がありますので。特用林産物活用施設のしいたけの件であります。私は、ほぼ計画どおり30棟が建設されて立派なものが出て、いよいよ稼働されるなというふうに思っているわけですが、当初予算では2億6,000万円のところ、7,800万円減額になっている。こういう状況ですので、しっかりとしたいいものが出て減額されるというふうに理解をしたいわけでありましてけれども、3割が減額されるということは30棟できなかったのか、それとも計画が甘かったのか。それとも、心配なのはすごい入札で、その中で安くて悪いものが出ていけばいいかなというふうなのを、この7,800万円の減額を見て。大体2億6,000万円、大体1,000万円弱で1棟できるわけでありまして、相当すごい減額だなというのを感じました。そこのところどういうのでこうなったのかということをお聞かせください。

同じように上段の花弁ハウスの補助金もたしか11棟。ここも計画どおりできていると思いますけれども、8,400万円の予算のところを1,000万円からの減額。花卉冷蔵庫も2,300万円のところ、6,500万円からの減額になっている。そのものはいいわけでありますけれどもこの理由。少し減額の金額が大きいのではないかなと。そこで心配するようなことにならなければいいわけでありますけれども、お願いをしたいと思います。以上です。

産業振興部長 両方の設備につきましても計画どおりの数量は完成しているところでございます。ご承知のようにこれにつきましては、魚沼みなみさんが事業主体というふうなことでございまして、こちらで予定価格、その他やりまして入札をした結果でございます。私どもも正直、一時はどっちが正しいのかというふうな疑問も持っているところでございますが、結果として非常に入札そのものの金額が、予定価格が低いという部分もあったとは思いますが、結果として大幅な減額になったと。こういうものでございまして、できたものに不安があるというふうには考えてはおりません。あくまでも予定価格と競争の入札の結果というふうな考えておるところであります。

関 常幸君 今の答弁だと少し納得というか理解しがたいのですけれども、市長も度々言っておりますように農業が本市の基盤であるということで、特にこの2つの作目については特にしいたけについては10億円になる、伸ばしていこうというふうなのが、理由がわからないような中でおかしかったというようなことがあってはならないと思うのです。たとえ農協が事業主体になってやっているにしても、それを指導するのが行政、市の役割りだと思っております。もう一度そこのところの答弁を願いたいと思いますし、市長からもお願いしたいと思います。以上です。

市 長 私どもの方にあがっている報告では、いわゆるできあがり品と言いますが、商品に対して全く遜色はない。ただ、入札結果ということありますのでこれは私が考えるに、当初の見積もり金額がある程度やはり甘かったのかという気もしないではありません。今おっしゃったように2億6,000万円のうち7,800万円、3分の1がその入札でいわゆる予定価格を低く設定したから落ちた額が全額だとはどうも思えないというところでありまして。これはたしか当初大体このくらい必要と出すわけです。それで補助金申請をして補助金をいただいて決定になって、それから入札をして、そして決定をした額によってまた補助金の増減が出てくるということですから。当初の見積もりそのものが若干甘かったのかもわかりません。ただ、そこまで私が追求しておりませんので、これはまた今議員おっしゃったようにきちんと私どもも事情をもっと詳しく把握をして、わかりましたらこの議会中にまたお知らせ申し上げますが、そういうことでひとつご理解いただきたいと思います。

産業振興部長 私の表現がちょっとおかしかったのであれば大変申し訳ございませんでした。今、市長も申し上げましたように、私どもも考えるところはやはり業者に設計を委託しているわけですので、その辺について農協さんの方にも一応口頭では、もう少しそんなにずれのないようなというふうなことでお願いをしたところでございますが、今後もその辺についてはもうちょっと細かく調べまして、今後に生かしたいとこのように考えてお

ります。

関 昭夫君 2点お願いします。総務費の関係、18～19ページで総務部長から燃料費の関係で説明をいただきました。単価での話だったのであれですが、庁舎管理の車の燃料費という部分での話だけだったわけですけれども、現在原油高騰分も含めて直接的な部分
ものが値上がりしていますので間接的な部分もかなりあるのだと思うのですが、直接的なその燃料関係、市全体としてはどのくらいの影響額が出ているのか。おわかりでしたらお願いしたいと思います。

それからもう1点、26～27の可燃ごみの関係なのです。スラグの利用を少し進めたような気がしていますが、この後、来年度以降スラグのストックヤードというような話もあるわけですけれども現状はどうなっているのか。何か聞いている話では新潟県ではスラグをまだ廃棄物としての扱いしかしていないと。利用が広がらないもとなっているというようなことも聞いていますが、実際はどうなのか。その辺がわかりましたらお知らせをいただきたいと思います。

総務部長 燃料費の関係でございます。先ほどレギュラーガソリンのことしか申し上げませんでしたし、軽油だとかあるいは灯油だとかいろいろな製品を使っているわけでございますので、1連ずっと単価が上がっております。全体的なその辺の影響額というのを調べたいと思いますが、先ほど言いましたように月によってちょっとずつ上がっています。年間を通して平均の単価がどうだということになるとぱぱっと計算もしやすいのですが、1カ月ごとに何パーセント上がった、何パーセント上がったという試算というのはなかなかしづらいところがあります。ちょっと時間を貸していただきまして、できましたら今定例会中には何かその辺の影響額をお示ししたいと思いますが、よろしくをお願いします。

市民生活部長 スラグのご質問でございます。市としてはこのスラグについては、品質検査をして、埋め戻し材に使えるということで結果を得ております。今言われたように、県の事業についてもぜひ使っていただきたいという中で要請はしているところでございますが、まず市で公共事業で使って実績をあげてから県も使うと、こういうようなお話をいただいているところでございます。

その心ははっきり聞いたわけではございませんが、その可燃ごみの品質としてはオーケーでございますが、可燃ごみのところから発生したスラグだと、こういうもので少し後になっているのではないかなという気がしておりますが、今後はまだ具体的には方向を出しておりませんが、JISの取得も考慮に入れた中で促進をしていきたいと、こう思っているところです。以上であります。

関 昭夫君 燃料関係の影響額については集計していないということですので、それはわかりました。また上がりましたらお願いしたいと思います。ただ、当初予算に対して考えれば相当な影響額があるのだらうと思いますし、まだ今現在の価格は何か報道で聞いたのではっきりはわかりませんが夏頃の原油価格が影響しているのが今だとすると、今現在の価格で考えればまだ相当上がると。これから先も下がる見込みがない中で、また新年度に向か

っての予算編成の中でこの影響はものすごく大きいのかなと。せっかく市長も財政健全化、先ほど給与の話もありましたが非常にきつい話だなという気もしています。一般の市民にとっても生活は非常にきつい状況になってきていますので、そういうこともふまえた中でまたご答弁をいただければと思います。

それからスラグですが、現状どのくらいストックがあるのでしょうか。これは毎日どのくらい出るといっても前に聞いた覚えがありますが、やはり利用を図らないとストックヤードを作っても最後は廃棄物で捨てなくてはならないみたいな話になってしまう可能性もありますので、これは積極的に進めていただかなければいけません。建設以前、ほかの自治体等の視察の中で、スラグはもう製品になったりいろいろしながら多岐にわたって使っているというところもありましたが、残念ながら当市のものはなかなか使えないと。これは非常に憂慮すべきことだろうと思っていますので、その辺のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

建設部長 私どもの公共事業は、道路関係の方には溶融スラグの関係はちょっと使っておりません。ただ、下水道工事の埋め戻し等々にはたしか使っているはずでございまして、ご質問のどれくらい今残っているのかはちょっと把握していないのですが。あわせて、溶融スラグとはちょっと違うのですが、市内に産廃処理業者さんがおられて、建設汚泥の関係で先般その再利用といいますかひとつ使っていたきたいということで、県、あるいは長岡国土の方に出向きまして、積極的にひとつ活用していただきたいということでお願いしてまいりました。

その際に溶融スラグの話もしてまいりましたけれども、溶融スラグの関係はたしか建設汚泥の関係とちょっと違っていて、何ていいますか配合の仕方といいますか、ただそのものだけでは、要は砂をちょっと混ぜないと埋め戻し材に使えないというひとつの欠点があるわけです。その辺も含めまして、ちょっと今どのくらい残っているかわからないのですが、積極的に活用していきたいということで考えておるところでございます。

市長 この溶融スラグにつきまして、今、通っていただければわかりますけれども、城内の新堀新田の入り口のところに昔、六日町産業さんがありました。あそこにこのスラグを盛って、それでほかの埋め戻し材を持って行って混合して出しています。これは今、主に下水道に使っているということであります。

年間の排出量、産出量が大体1,700トン。現在が1,000トン。600立米くらいはまだ残っているということだそうではありますが、これはこれから下水道関係には相当使っていけるという見通しが立っております。当初計画した予定でいきますと4～5年でゼロになって足らなくなるという、そういう数字上はですね。そういう状況になっていますので、今有効利用させていただいているということをひとつご理解いただきたいと思います。

総務部長 石油の高騰の関係でございます。私もはっきりはわかりませんが、新聞などによりますと、アメリカのサブプライムローンですか、これの混乱が全世界に影響をおよぼしていると。そうした世界的な投機筋がサブプライムローンから原油の方に切り替わってい

るというようなことであります。それから産油国、OPECですか産油国の首脳会議では今までと同じ量を産出しているはずだからいくら高くなっても増産する必要はないのだと。あくまでも投機筋がそういう動きに出ているからだというようなことを言われておりまして、なかなか今後どういうふうなかたちで石油価格が推移していくかというのはちょっとつかみきれませんが、かなり注目してやっていきたいと思えます。

おっしゃられましたように、石油だけではなくていろいろな関連する商品にまではね上がっているというのが実態でございます。豆腐とか何かいろいろなほかの商品も上がっているというような話も聞いておりますので、今後いろいろなことで注意はしていきたいと思えますが、当面当初予算編成の中では、現状の価格での計上もやむを得ないかなと思っております。そういうことでまたいろいろ何か情報がありましたらご指導をいただきたいと思えます。

関 昭夫君 スラッグの関係は話はわかりましたし、これは市の方でも積極的に活用を図っていただきたいと思えます。県ばかりではなくて、国も六日町バイパスやいろいろな工事をしているわけですので、スラッグの利用なども国の制度として始まっているはずだと思えますので、積極的な活用を要望していただきたいというふうに思えます。

それから燃料の関係というかその諸物価高騰分のわけですが、相当きついところにきています。簡単な対応ではきかないという部分だろうと思っておりますし、ここですぐ何かやったからといって私たちの分で値段が下がるということではありませんが。逆にこれくらいきつくなってくるのだとすれば、何を考えなくてはならないのかという部分にも頭をめぐらせていただきたいと思えます。真昼間に電気がついているのがいいのかなという部分も本当はあります。もう少し工夫するべきところも考えながらやっていかないと、なかなか市民にも協力を求められないのではないかなという気がしますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

樋口和人君 37ページの社会教育費、公民館費のことですけれども、53万円ほど減額補正ということ。あわせて市長の所信表明資料の28ページですけれども、「少年教育」というところで、こういう事業を実施しましたということで非常に多くの事業が出ているわけ。この減額のところについては一番下の放課後子どもプラン事業ということになるのだらうと思えますが、その上です。上ののびのび塾料理教室等々、いわゆる小学生向けの事業ですけれども。

今、こちらでは減額ということと、上の方の小学生の事業については、非常にかかわっているこの事業に何ていいますか、子どもたちを指導していただいている方々がほぼボランティアということ。指導あるいは企画をしている方たちがボランティアでやってもらっているということなのです。この辺の手当を、片一方まあ減額ではいいのしょうけれども、片方は足りないということが現状として出ているわけ。この辺の認識について教育長どういうふうにお考えかちょっとお聞かせを願ひます。

教 育 長 ご指摘のとおりであります。それぞれ事業が始まった、立ち上がった時点での経過を、それぞれが経歴として、履歴として持っております。そういう細かい部分

での調整ということがなかなか図られてこなかったというのが実態だろうと思っております。したがって、今後の事業の展開の中においては、今ご指摘いただいたようなことも十分考えながら計画を組み立てていきたいと、こんなふうに思います。

この一方ではほとんどボランティアをお願いしておいて、片方ではこちらの方では予算をみたのが利用が少なくて余るといふ、こういうふうな状況でありますから、今後それぞれの事業の組み立て方、あるいは事業間のつながり、そういったふうなことも十分研究して事業を組み立てていきたいと、こんなふうに思います。

樋口和人君　ということで前向きなお話をいただいたわけですが、前回と言いますか今年3月に子どもクラブの話もちょっと私させていただきました。実は小学生のこの料理教室といいますかこの辺の事業に、今までかなり多くのボランティアの方々から係わっていただいていたのですけれども、どうも何としてもお金が。それでどんどん利用者といいますか、需要は、子どもたちは非常に入りたいと。やりたいという声は増えているのですけれども、そこへ人の手当がない。今後もどうなるかわからない。それこそ先が見えない中で今、ボランティアの方々の意識が非常に低くなってしまって、もうせっかくできた組織が解体といいますか、今そんな状況に近いような格好になっているようです。ぜひその辺、今のお話を前向きにといいますか、きちんと計画を立てていった中で進めてもらいたいと要望しておきます。

議　　長　　質問者はあと何人くらいいますか。

暫時休憩いたします。休憩後の再開は3時10分いたします。

(午後2時50分)

議　　長　　休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後3時10分)

議　　長　　第107号議案の質疑を続行します。

腰越 晃君　3点質問をさせていただきます。まず19ページ大河ドラマ「天地人」プロジェクト関連ですが、これについて関連して質問をさせていただきます。先ほど実行委員会が開催されてそれを傍聴させていただいたのですが、いくつかの部会に分けている事業等を検討していくというそういった進め方で行っていました。

これについては特に異論はないのですが、そこに出てくる検討項目の中にほとんどの委員会においてあったのが、いわゆる社会資本関係、ハードウェアといわれるものの整備事業。こうしたものがかなり数多くならんでおりまして、こういったところをどのように処理されていくのか。それに伴って街路樹を設置するであるとか、いろいろなそういう社会資本整備関係があったわけです。こうした各部会から出てきている要望についてどのように検討して考えていかれるのかお伺いをしたい。

それから当日質問もあったのですけれども、いわゆる全体をまとめていく、事業全体をコーディネートしていくといいますか、そうした役割はどのように誰が担っていくのかというような問題があるかと思っております。実行委員長はご承知のように井口市長がなっておられるわ

けで、井口市長がこれにかかりきりでいろいろな各部会、いろいろな事業の進め方をチェックしながらまとめていかれるというのは、これは無理な話でございましょう。

理想論を言えばやはり民間の中からそうした経験のある方、そういったノウハウを知っておられる方が入られて、できればボランティアがいいと思います。いろいろな利害関係等がない方で、ちゃんとプロジェクト全体を見ながらまとめ上げていく、そうしたところが必要ではないかなというように思ったところなのですが。

執行部の考えとしては、一応そうした各部会の会長さん方が決まったので、そうしたところの合議体ということで考えていきたいというように答弁がありましたけれども、ちょっとそれではなかなかまとまりにくいのではないかなというように思いました。私はそのように思いますのでご見解をお伺いしたい。

2点目は25ページ学童保育対策事業費に関連して質問しますが、100数十名多くなったということですが、これはすべて塩沢地域、金城わかばですね、ここで行われている学童保育の増員ということでしょうか。それに対して指導員の確保という先ほど説明がありましたけれども、この指導員は市の負担で雇っているということになるのでしょうか。それとも金城わかばなのか。

また、100数十名と非常に多いわけですが、すべて塩沢小学校関係の児童でしょうか。以前は塩沢地域の小学校すべてこの金城わかばが確かまかっていたと思うのですが、現状の動きはどのようになっているのかを含めて、内容についてもう少し詳しく説明をお願いしたい。

それから33ページ教育相談適応指導事業費に関連して質問をいたします。市の育成センターはいくつかの事業をやっておられます。その育成センターの事業について見直し作業を進めておられるというそういう状況です。教育相談適応指導、いわゆる不登校支援であるとか教育相談という非常に大事な、また指導については専門性が強く要求されるような事業になるかと判断をしておるところです。

それで、ほかの育成センターの事業、いわゆる青少年健全育成市民会議あるいは子育て教室、こういったものとはちょっと異質なものではないかなというように私はとらえてきて、やはり学校教育の方からきちんとこの2つの事業については内容を管理していただく、そうした見直しが進められているということを知って歓迎しているのですけれども。教育相談、不登校支援というこういった事業に対しての教育長の認識と、あと今後学校教育がどのようなこうした事業について管理運営をしていくのか、その方向性等について確認をさせていただきたいと思います。お願いします。

市長 「天地人」関係について、私の方からお答えいたします。今それぞれの部会から上がってきております要望といいますか事項についての、ハード面でありますけれども極力対応していかなければならないと思っておりますが、やはり集計した中でやれるものとやれないものというのが出てくるわけでありまして。

例えば県道改良なんていうのも、雲洞とあそこの間ですね、これはもう県にお願いしてや

ってもらおうとか、そういうことをやりながらちょっと調整していきますけれども。極力むだのないそして効果のある事業、これについては取り上げていこうと思っておりますが、それはこれからのまとめであります。

そこでいろいろの部分、部会が相当数あるわけですので、その調整役ということです。実行委員会の際に申し上げましたが1月から対策室といいますか専門的な職員を2人配置をさせていただいて、そこで中心になって調整推進をしていく。その部局は一応市長直結でありまして、ほかの部に属さないで指示もそれから報告もスムーズに私と直結できるような体制を考えているというところでもあります。これを1月に発足をさせて対応していこうと。ですので20年、21年、大河ドラマが終るまでその体制は続くわけです。

ただ、今おっしゃったように例えば民間の関係の中でどうしても専門的な方が必要だとか、そういうことが生じましたらそれはその時点で対応していかなければならないと思いますが、今のところはまだそこまでではなくて市の職員の体制の方、実行委員会の実行部隊の推進役といいますか、それは市の職員2名を1月に発令したいというふうに考えております。以上であります。

教 育 長 不登校支援、教育相談の質問に対して答弁をさせていただきます。ご指摘のようにこの分野につきましては、相当程度以上の子どもたちに対する理解のある方々から担当していただく必要がある、こう思っております。それともう1つは、従来合併前は各3町とも学校教育課には何ていいますか指導主事的な方がいなかったわけです。したがってそれぞれ旧六日町の例で申し上げますと、育成センターというふうな所ですとずっとやってきたとこういう経過があるわけでもあります。

もう1つの理由としましては、学校に行けないという登校が難しいという子どもたちに、学校で教育をやるということ、学校に来いということがなかなか難しいということの中で、学校でない所というふうなこともあっての育成センターということだったわけでもあります。合併後、幸いにして教育委員会の事務局の中に管理指導主事というふうな教育専門家を2人配置していただける状況になっております。今現在もそうではありますが、管理指導主事がかわっておりますが、もう少しそのかわりを強くしていきたい。

そして育成センターの業務の中とどのように区分けをするかということについては、春以来検討を続けておるところではありますが、まだ具体的なことが申し上げられる状況ではありません。

しかし、私どもが小さかった頃には考えられないような、いろいろな障害を持った子どもたちが年々増える傾向が続いておりますので、親御さんとの教育相談、あるいは親御さんの方にあまり危機感がない場合もむしろ多いこともありますので、専門的な知識を持った人間がそういう教育相談に当たる。

あるいは不幸にして不登校というふうな状況になってしまった子どもたちに対しても、学校とはまた少し違った接点を持ちながら、学習面ですとか生活面ですとかあるいは運動の面ですとか、いろいろなバックアップをしているところではありますが、こういったことを一層

子どもたちの側でやれるような、そういう体制を作っていきたいとそんなふうに思っております。

そんなふうなことを念願しながら、今どうやったらいいかというところを検討しているところでありますので、もうしばらく時間をいただきたいとこのように思います。

子育て支援課長　ご質問にありました学童保育対策事業費の中の学童保育事業委託料（協議会）の324万8,000円の増でございますが、こちらにつきましては南魚沼学童保育協議会、10クラブの学童保育を市のほうで委託している協議会がございます。そちらの方で入所児童の増加に伴って、北辰クラブというのがございますが、それを学校の空きスペースを一カ所借りてちょっと増やさせていただきました。

それに対する指導員が増えた部分と、あと障害児に対する加配が、当初予算で見積もっていたときより、確か2カ所だと思ったのですがそれが4カ所に増えた。そういった加配による増ということで、こちらの部分は協議会に委託する委託料の増額部分です。

あとその次の保育用備品購入費の110万円の増でございます。こちらの方が先ほど110数名というお話が出ておりました。現在金城わかばクラブという金城わかばさんで委託でやっている学童の方ですが、そちらの方が今107名。大変多くなっております。それで今、制度改革されまして、平成19年から3カ年の内に71名以上のクラブについては、分割して児童の安全とか安心のためにそのようにしてくださいという制度改革がなされております。

それに伴いまして来年4月から認定子ども園の関係で金城幼稚園ができますが、それとあわせて中でスペースの一部を利用して107名の金城わかばクラブを、金城クラブ45名と、今度名前を変えまして、わかばクラブで70名、この2つに分割いたします。

その分割にあたる初度備品と、あと現在あるわかばクラブにつきまして障害児の受け入れもしているのですけれども、さらに障害児の受け入れ等に対して促進されるように、初度備品あるいは対応する備品の購入に当てるために、110万円を増額させていただきたいという内容でございます。

それで先ほどの107名の、どこの学区かということですが、ほとんどが塩沢学区。一部上関とか石打の方からも通ってこられる方もいますが、ほとんどが塩沢学区という内容でございます。以上でございます。

腰越 晃君　学童保育関係については了解をいたしました。最後から順番に言って申しわけないのですが、育成センター関係です。具体的な部分はまだ決定していないということですが、教育長の答弁の中には不登校、教育相談。教育相談の部分については最近DVいわゆる虐待とか、極度の引きこもりによるリストカットとかという例もあるというように聞いております。確かに言われているように我々が育ったときの教育環境と現在ではかなり違うというというそういう状況の中で、こうした数少ない児童生徒ではあるでしょうけれども、やはりきちんとした対応支援、これが必要な時代に入っているという認識を持っています。また、今の教育長の答弁の中にもそういったものを感じましたし、きちんと対応できる事業に組み立てていっていただきたいというように思います。

1つ付け加えてお聞きしたいのですが、マンパワーの問題があると思うのです。そこら辺の認識はどうか。あそこには正規の学校の先生であるとか職員はいないわけで、臨時もしくはそういった方々が対応していると思うのです。やはりきちんとした教育の方からそうした資格を持つ方をそれなりの処遇において配置をするということも必要ではないかなと思いますが、その点について1点お伺いをいたします。

あと「天地人」関係ですが、当然むだな部分はやる必要はないわけで、それのところは部会に所属される方々も認識はしておられるだろうと思うのですが、ややもすれば非常に要望だけが先行してしまうような会の運営にならないように、お願いをしたいと思います。本当に「天地人」を効率よくPRできる、そして必要なものだけを整備していくという体制で臨んでいただきたいというように思います。

2名の専任職員を置くと言われてはいますが、やはりちょっと心配な部分もあるのですよね。公務員ができるのかなという、そういう単純な判断をしてはいけないのですけれどもそういう思いはあります。今後の中で十分なノウハウを持つ民間の方々も採用していくという考えですので、そういう方向でぜひ進めていただきたいというように思います。以上ですが答弁をお願いします。

市長 人選に当たっては、極力公務員らしからぬ民間の感覚に近い人間を選びたいと思っております。今おっしゃったようにどうしても対応できないという部分があれば、これは民間の皆さんをまたお願いしなければならないと思いますが、そうならないようなんとかやってみたいと思っておりますけれども、これはちょっとまた進んでみないとわからない部分もありますので、当然ですけれども、そういう際はそういうふうに考えさせていただこうということでもあります。

教育長 ご提案のような内容も含めながら検討をしていきたいと思っております。

岩野 松君 所信表明の中に学童保育のNPO法人化をするというのがありますが、今協議会があってそれをNPO化する。私はNPOというのがちょっとやはりいろいろな意味でイメージとして見えないのですけれども、どういう違いがあるのかということ。

それと職員の待遇というか、そこへ働く職員の人たちは、その職員となって保障されるのかどうか。それから市からの補助とかそういうものは変わらないのかをお聞かせください。

それともう1つはやはり所信表明の可燃ごみのことですけれども、可燃ごみが非常に減ってきていていい傾向だなと思っております。しかも、分類も非常に徹底してきているのだらうという、私は思いもありませんが、それだけでいいのか。前に減ったときには不況が影響だという言い方もありましたけれども、そういう影響はないのかどうかというのが1点。

それから廃プラに対しては、市長は前のときだったかには、業者の部分だけは、という言い方がありましたけれども、先日テレビなどでは廃プラを石油燃料化するのに努力している業者がたくさん増えているみたいなものもありました。そういう方向を含めながら廃プラへの対応はどうなるのかという2点をお聞かせください。

福祉保健部次長 1点目の学童保育協議会からNPO法人の関係であります。学童保育につきましてはいろいろ歴史があるわけですが、協議会に移行する段階で将来的には法人格を持った団体か、既存の社会福祉協議会等々に運営を委託する中で事業を実施していこうということで進んできました。

その中で2年ほど研究を重ねてきた結果、特定非営利活動であるNPO法人を立ち上げて正式な団体として登記をしながら、社会的な団体としての認知を図りながら、雇用の安定もつなげ、あるいは社会的な責任を持ちながらやっていこうということで進めてきた団体であります。今度は正式に登記をして、団体として社会的に認められるわけですが。今の任意の協議会で、保護者がそれぞれ寄ってくる任意の団体とは、かなり違った趣で運営ができていくということで、NPOの法人化に踏み切ったということでもあります。

したがって当初協議会に移行する段階からの目的は、ここである程度達成できた。加えて協議会の運営だけでなくあわせて法人NPOの中では、ファミリーサポートセンターというような業務も将来的に取り入れながら、もう少し子育て支援の人たちの支援の輪を広げていきたいというようなこともNPO法人では担っていきたいということで、現在申請中であります。

それからそこに勤めている職員の待遇はどうなるかということでもあります。今まではそれぞれ各单位クラブ独立した保護者と指導員さんとの契約関係があったわけですが、協議会になった段階である程度協議会の採用職員になっているわけです。ですので保護者とも離れた段階で協議会の職員。その形はNPO法人になったとしてもなんら変わることなくNPO法人の職員として、それぞれの各学童のほうに配置をされていくという内容であります。

それから委託料の関係、市の補助の関係ですが、これらにつきましても今までやってきた協議会の方式とは、学童保育の運営についてはなんら変わることはありません。以上です。

市民生活部長 ごみの関係でございますが、減量になっているのは不況の影響であるかというご質問でございます。そこまで細かい分析はしておらないところでございますが、景気の状態、あとやはり分別をやることによって資源ごみ化にしていくという部分で、可燃ごみの減量も図られているのではないかとこのように推測をいたしております。

廃プラ関係につきましては今年の8月末、9月の初めからプラスチックの処理のものをリサイクルセンターで受け入れて処理しております。ただ、一般家庭用でございますのでその辺のところも直接搬入しなければいけないという部分がございますが、今後収集の問題等もいろいろあるかと思いますが、再度研究を進めていきたいと思っております。以上であります。

岩野 松君 学童保育のNPO化の問題ですが、そうすると法人化するということは運営するキャップというか運営権者というのはできてくるわけですね。今、協議会の全体の会長さんがおられるのだらうと思えますけれども、それとは別な形で、結局全体を把握しながら南魚沼市の学童を1つのNPOという考え方になるということですね。ということが

お聞きしたいことです。

それと可燃ごみのことはわかりました。廃プラについて旧六日町はかつて一般の人も、確か燃えない袋の中に入れていたのですけれども、それが今なくなって直接搬入すればということですが。私なんか一般の中に入れてたり、それこそ店に持って行ったりということですが、やはり大変でしょうけれども収集すればもっと分類できる。今ここら辺の近所にそれを運べるだけの廃プラを石油化する会社があるかどうかは、ちょっと私も調査不足ですけれども、できるだけそういう方向に持って行ってほしいなという思いです。あれはいりませんがよろしくをお願いします。

福祉保健部次長 NPO法人の役員の体制がどうなるかという運営の方法だと思いますが、発足総会の席上でそれぞれ理事の方 法人の成り立ち上一定の役員、理事等々が必要で登記が必要だということは法律の中で謳われています。それに基づいていわゆる法人が行う事業の主旨に賛同する人たちが任意に寄ってきていただいて、その中で理事を選考していくという方式がスタンダードなとり方であります。したがって総会の発足に当たりまして、それぞれ9名の理事が会員になっていただくと同時に理事にもまたなっていただく。そして監事が2名、都合13名でNPO法人の理事会を組織して、そこで最終的な決定を行うと。

当然その下には組織的には今ある単位クラブが10クラブあるわけですが、それらの集合体の団体も主旨に賛同して加盟をしていただくというような形上になっておりますので、南魚沼市の学童保育につきましては、そういう形で一本になってやっていくということになります。ですので新たに理事に就任された方から互選で理事長を選んで、その人の名前でNPO法人は登記をされていくということになります。

宮田俊之君 15ページの寄付金の中の指定寄付についてお尋ねいたします。例えばですけれども、八海醸造様がトミオカホワイトの設立からの経緯に当たって、こういった指定寄付というものはあり得る話で大変ありがたいと思うのですけれども。

例えばこの度にあります団体の設立時に、いろいろな市に対して寄付をした方の思いとか考えがあって、また税法上の優遇措置があってかどうかはわかりませんが、こうして寄付をしていただいてある団体の設立にかかわっていくといった場合に、設立の成り立ちの段階で市からの支出があったと。市からのお金が出てきたというふうなとらえ方になっていって、団体の行動とか活動内容がすべて市の応援があるのだというような意味合いが、設立の段階ではいいのですけれども、ずっとこれが経年経過していく中で、設立時は市も応援していたのだというような話です。ずっといくものなのか。

私がちょっと不勉強であるのも申しわけないのですけれども、こういった指定寄付というのは、申し出があった段階ではもう受けてそのとおり支出をしなければいけないものなのか。市の方の考えが全く表に出ないような形なのかという、ちょっと思いがしたものですから。この仕組みについてちょっと、今回のケースをもし具体的にあげていただくのであればあげていただいても結構ですが、教えていただきたいと思い質問させていただきます。

市長 今おっしゃるのは、たしか岡村秀太郎さんの件だと思うのです。これは障

害者の支援のための任意の団体、これを今、河内實先生、あるいは六日町の前町長の小宮山さんとか、ここへいらっしゃいます阿部俊夫議員とかいろいろな方が、団体ということではなくて寄付金集めの機関といいますか、そういうものをつくってそれぞれの皆さんに寄付をお願いしようという、そういう動きが出たわけでありまして。これについては、市は一切関知しませんということです。ずっと話をしながらきているわけです。

岡村さんにつきましては、ある会合で私がいろいろお話ししている中で、岡村さんが何らかのやはり市の皆さん、あるいは恵まれない方たちの役に立ちたいというお話がありましたので、「実は今、河内先生を中心にしてこういう動きがありますので、もし岡村さんがよろしければそちらへご寄付いただけますか」ということで、「ではそうしましょう」という話になりました。具体的なことは後ほど私と河内先生に、「私の家の方に来てください」ということで、二人で私どもが参上しまして河内先生からそのお話をさせていただいた。結局寄付金でありますので、その団体に直接たしか寄付をしてもいいのしょうけれども、岡村さんはやはり市に一度寄付をしたいと。市長と約束したのだから市に一度寄付をしたいと。そしてそういう方向に使ってもらえればありがたいということでありましたので、その趣旨に沿ってその団体の方にまた市を経由してお金を渡していくわけです。ですから、市が関与はしませんが、岡村さんとその団体の間の橋渡しをしたというふうにお考えいただければと思います。

指定寄付というのはやはりもう決められておりまして、このことのために使ってくれと言われて寄付をされればそれ以外に使うことはできませんので、使う意思がなければ寄付を受けないということになるわけでありまして。そういう状況です。

宮田俊之君 手短にすみません。そうしますと相手方には収入の欄に、南魚沼市からの収入だということがしっかり明記されてのことになるわけでしょうか。要するに設立に当たって市のお金がしっかり入ってきたということで、回りの皆さんに周知をする団体になっていくということになるのでしょうか。その辺何か種別があるのであれば教えてください。

市長 予算上は市のここを通しておりますので、直接的には市からの支出になりますが、その元は岡村さんということで、あまり市の名前を出して、市から貰った貰った、なんて言ってもらわないほうがいいということは私は申し上げております。あくまでも岡村さんの善意ということでお受けいただきたいということでありまして。ただ、予算上はこうなりますから、一度市に入って、当然ですが市から出ていくということでありまして。

高橋郁夫君 2点ほどお伺いします。まず1点は19ページになりますが、大河ドラマの鎧・兜の制作委託料についてです。先ほどの説明を聞いておりますと、6月の予算の時点で150万円ということだったのですが、また200万円追加ということになると倍以上になるわけですが。この度は3基ということですが、6月の予算の時点で初めから3基のレプリカを作るということで150万円盛ったのか。もしそうであれば、あまりにも予算の立て方が倍以上になるというのはちょっとおかしいかなとは思いますが。あと150万円の中で何か兜とかそういうものを揃えようという計画であったのか。そこら辺をひ

とつお願いします。

それとあと職員費の職員手当のことです。先ほど私、賛成の立場でありましたので質問は控えたのですけれども、1点だけ聞かせていただきたいと思います。市長も先ほどの答弁の中で、人事評価制度を今後取り入れていくのだということをおっしゃったわけですし、このたび増額によって職員のやる気という中で 私は職員のやる気ということになりますと、人事評価を早く取り入れてやはり能力給にすることで、がんばる人はいっぱい貰えるという形になるかと思うのです。私は本当は、今回源資として2,550万円あるのであれば、それをゼロから段々20段階ぐらいに分けていくという形で、能力給にすれば一番やりやすかったのかなと思うのですけれども。そこら辺、今後能力給を取り入れていくにあたって、いつ頃それを考えているのか市長にお伺いいたします。

市長 鎧・兜の件は、私の見方が甘かったといいますが、先ほどちょっと部長が触れましたけれども、上田五十騎衆の皆さん方が鎧・兜を作ったときが30万円だか40万円だったのですね。ですからあの程度の物だという頭で、1本50万円なら3つ作れば150万円ではないかということでありました。ところが「愛の前立て」等も大変 今、うちのところにあるものと米沢に現存しているものとは、非常に大きく違うわけでありまして。米沢の方に出向いてレプリカといいますかそういうことについて承諾を願いたいと、レプリカといいますとほとんど傷1つまで全部同じようにするというようなことの中で、それはだめだというお話を一度いただきました。ところがいろいろやっていく中でレプリカとは申し上げませんが、似通った模造品というようなことの中でご了解をいただいたわけです。

さて、それで九州の方に鎧・兜を製作する所があるものですから、そこに改めて問い合わせをしたところ、とてもそれは50万円や60万円ではできないと。最低1つのものは150万円ぐらいでできると言ったからそれはそれでいいけれども、もう1つ作るにはとても200万円~300万円かかりますということで、3体の予定が2体になりました。2体でこのお金です。ですので謙信公のものは作らないで、2人の英雄で景勝公と兼継公の鎧・兜。非常に私の見方が甘かったという部分がございます、その代わり相当いいものができてくるのだらうと思いますが、そんなことでひとつお詫びを申し上げながらご理解いただきたいと思っております。

職員の勤務評定、あわせて今の勤勉手当の件でありますけれども、おっしゃったようにすぐ人事評価制度を明日からでもポンと取り入れられれば非常にいいのですけれども、そういうことを全くしてこなかった組織の中ですぐにはこれがなかなかでき得ないと。ただ、おっしゃったように元の給与から能力給だということで査定をすればいいではないかという、これがなかなかでき得ないのです。

そこで勤勉手当というのはこれは全く、年に2回支給されるわけですから、6月に支給する際には6月までの勤務の評定ができる、12月には12月までのまた評定ができるということで、永続的に、給与みたいに一度上げたらずっと続くというものではありませんので、まずこれを使いながらちょっと勤務評定的なものをさせていただく。それと一緒に人事評価

制度を試行しながらですので、実際にきちんとできた制度にして運用していくには最低2年。そんなことですぐには進まないで申しわけございませんけれども、前段としての取り入れだというふうにご理解いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

福祉保健部次長 先ほど岩野議員さんの質問の中で1点ほど私の方でお答え漏れがあったのを今、気づきまして飛び込みで大変すみませんが、学童保育の運営の関係でNPO法人が市で一本で全部やるのかということの質問に私の答弁が漏れておりました。もう一カ所社会福祉法人の金城さんの方でやっている金城わかばとわかばクラブの学童が、それは現存で別の法人でやっている運営体となりますので、学童保育のNPOが立ち上がると2つの団体で当面行われるということになります。申しわけありませんでした。

中沢俊一君 2点だけお願いいたしますが、27ページ。可燃ごみの燃料費のことでございます。3年前中国の好景気によりまして鉄鋼の需要が非常に伸びた。それによって石炭の値段が上がりコークスが倍以上になった。これは可燃ごみ処理場でコークスを使っている炉にとってみれば大変な痛手だったわけでありましてけれども、今回LPGがこれだけ上がった。5千万円、6千万円という当初からみれば大きな負担となってくるわけでありまして。こういう溶融炉ですけれども、補助熱源をLPGに頼っている所、コークスあるいは一部電気、こういうほかの溶融炉との補助燃料のコストアップの比較をしたことはございますか。もし、わかたらその辺の台数やらコストの上がり具合、これを示していただかないと我々も議会人として判断できませんのでお願いいたします。

もう1点は借換債の利息の使い道でございます。市長はさっきのどなたかの質疑の中で、これは市民生活の中で考慮しながら使っていきたいとこういうふうにご答弁したと思っております。やはりこれは多額の借金の負担を軽減させるために、政府もこういうふうにご踏み切った。普通の企業であれば、出もとがそういうところであれば、やはり借金の返済の方に回すと私は思いますよ。これが、我々も市民の代表として出てきているわけで、そういう姿勢であれば我々も納得はできますが、お答えを願いたいと思います。

市長 LPGの方は後にしますが、先ほどお答えしたのは、まず一義的には財政健全化のためですと。それがひいては当然ですけれども市民生活のためになると。ですから還元をすれば全部市民生活の向上のために使われるものです、というふうにご答弁申し上げました。議事録を調べてください。間違いなくそうお答えしておりますので。

それからLPGです。調べた結果とかどうかは別にいたしまして、導入したときに今おっしゃったようにコークスよりこれがいいということで、もうそういう機械を導入しているわけですが。今さら比較をしてみてコークスが安いからコークスにされるかといえばそれはなかなか無理ですから、比較はしたかしないかわかりませんがそういうことです。またそれを、話を戻して「そらみろ、コークスがよかったではないか」なんて話にされるとこれは非常に困りますのでその議論はここで打ち切っていただいて、比較をしたかしないかだけは市民生活部長のほうからお答え申し上げます。

市民生活部長 ほかの燃料との比較ということでございます。きっちりした比較はして

ございません。ただ、今、議員さんが言われるようにコークスは、これは全く燃焼の方式が違いますのでこれはしておりません。ただ液化天然ガスの話もちよこちょこ出ておりますので、天然ガスとの比較等については担当レベルではやっております。そういう中で結果的には担当のレベルでございますが、今の施設でやるには熱量が確保できないと。3分の1ぐらいの熱量しか確保できない。ではそれを上げていくには3倍の燃料が要するということになる、今のLPGよりも高くなるというお話を聞いております。

また、施設で改修費がかかりますので、その中では1億円ぐらい改修費が要するというような状況でございますが、内部の検討をした状況でございますが、正式にはやっていないということで、状況報告だけさせていただきます。以上であります。

中沢俊一君 借換債のある意味果実であります。私はその答弁の部分だけしか聞こえなかったかと思えます。（「都合がいい」の声あり）あとで議事録を確認させていただいた中でお詫びをさせていただきます。

もう1点でございます。誰が考えても今ある溶融炉の施設を、ほかのものに変えるなんてことを申し上げているわけではありません。ただし、こうして多額な何ていいますか見込みと、今の現状にごうぎな差が出たのであれば、やはりほかの方式の炉と比べてどうであるかと、それをやはり確認すべきだということであります。そんなことを、変えるだなんて言うわけがございません。私みたいな馬鹿でも。そういうことでございます。

市長 議事録を確認するまでもなく、ほかの議員の皆さん方も「そらそう言ったねか」という話がありますので、そういうふうにとつご理解いただきたいと思えます。（「承知しました」の声あり）

議長 質疑を終ることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、質疑を終ります。

議長 討論を行います。

（「なし」の声あり）

討論を終ることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、討論を終ります。

議長 採決いたします。

第107号議案 平成19年度南魚沼市一般会計補正予算（第3号）は原案のとおり決定することに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、第107号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第19、第108号議案 平成19年度南魚沼市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長 （提案理由の説明を行う。）

市民生活部長 （説明を行う。）

議長 質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑を終ることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、質疑を終ります。

議長 討論を行います。

（「なし」の声あり）

討論を終ることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、討論を終ります。

議長 採決いたします。

第108号議案 平成19年度南魚沼市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、第108号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第20、第109号議案 平成19年度南魚沼市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長 （提案理由の説明を行う。）

福祉保健部長 （説明を行う。）

議長 質疑を行います。

岩野 松君 今回の補正予算とは直接関係あるのかわからないのか、最後のケアマネージメント関係かと思えますけれども。所信表明の19ページに介護認定の判定結果10月末現在というのが出ています。そのいちばん下の表に前回と今回の差が出ているのですけれども。前回のところをずっと横を見ると、自立というのが352とあるのですが、それが今回は要支援から要介護5までになったというふうに解釈してよろしいのか。そうすると前回自立だった人がこんなに差があるというのはどうことかということもお聞きしたいのです。

福祉課長 19ページの（ウ）の表ですか。そうしますとこれは左側の縦の列が前回です。これでいくと前回自立だった方が今回の判定では（「今回は352ですか」の声あり）今回というのが右側の今度自立から要支援1、2、要介護1、2、3というふうになっていますが、そこに分かれてきたというふうに見てください。前回トータルで352人の自立の方、その内55の方が要支援1、30の方が要支援2という判定になったというふうなことでございます。この表では網かけした斜めの部分、これは前回と今回が判定が変わらなかったと。同じ介護度でしたというふうなことで、上に載っている方が重度になったというふうに見てください。そして下になった方は軽度になったというふうに見ただけであればと思います。

岩野 松君 全く私もそういうふうに理解していたのですけれども、自立だった方が介護度5に23人も出るという理由などがわかったらお聞かせください。

福祉課長 上の(イ)の表に10月末の新規の数が載っています。ここへ352人載っていますが、このところで自立だった方は新規に判定になったということで、ここに見ていただければ。(「はい、あとでお聞きします」の声あり)

議 長 質疑を終ることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終ります。

議 長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終ることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終ります。

議 長 採決いたします。

第109号議案 平成19年度南魚沼市介護保険特別会計補正予算(第2号)は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第109号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第21、第110号議案 平成19年度南魚沼市下水道特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市 長 (提案理由の説明を行う。)

企業部長 (説明を行う。)

議 長 質疑を行います。

牧野 晶君 補正予算ということでお聞きいたします。下水道分担金の不納欠損の問題ですが、3月議会までに報告するという事だったのですが、3月議会で報告できるのかどうか、その点だけで結構ですのでご答弁いただければと。

企業部長 その不納欠損に係わる昔の滞納の分でございますが、それも随時変わっていきませんが、なかなかこのあと寄付はするやという人がいても、実際それは納付書を出して手に入るまでは我々は受け取れないというようなことがありますので。随時それは動いてはいますが、今現在でまとめた内容も、ある程度のところで締めた内容はあります。ただ、3月それを皆さんにまとめたものをお話して、いずれの方式にせよもう欠損は免れないという形で今整理していますので、また方向が変わりましたらお話ししますのでよろしく願いしたいと思っています。

議 長 質疑を終ることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終ります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終ることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終ります。

議長 採決いたします。

第110号議案 平成19年度南魚沼市下水道特別会計補正予算(第2号)は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第110号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第22、第111号議案 平成19年度南魚沼市水道事業会計補正予算(第2号)を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長 (提案理由の説明を行う。)

水道事業管理者 (説明を行う。)

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終ることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終ります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終ることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終ります。

議長 採決いたします。

第111号議案 平成19年度南魚沼市水道事業会計補正予算(第2号)は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第111号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第23、第112号議案 平成19年度南魚沼市病院事業会計補正予算(第2号)を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長 (提案理由の説明を行う。)

大和病院事務長 (説明を行う。)

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終ることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議 長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終ることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議 長 採決いたします。

第112号議案 平成19年度南魚沼市病院事業会計補正予算(第2号)は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第112号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。つぎの本会議は12月17日午前9時30分当議事堂で開きます。大変ご苦労さまでした。

(午後4時30分)